

「ふじかわ障害児・障害者プラン2024」

第5次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画



令和6年4月

富士川町

-目次-

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの位置づけ	2
3	プランの期間	
4	プランの進行管理及び見直し	5
5	富士川町の状況	6
6	調査結果から見る障害福祉の状況	17

<第5次障害者基本計画>

7	計画の基本理念	23
8	施策の体系	24
1.	生活環境の整備	24
2.	障害児・障害者相談支援体制の充実	28
3.	障害福祉サービスの充実	30
4.	保健・医療の充実	32
5.	雇用・就労の充実	34
6.	障害児支援の充実	36
7.	差別の解消及び権利擁護の推進	38

<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画>

9	障害福祉サービスの体系	41
10	障害福祉計画の基本的な考え方	44
11	重点的な取り組みと数値目標	46
12	障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策	55
13	地域生活支援事業の見込み量と見込み量確保のための方策	69
14	円滑なサービス提供のための方策	76
15	資料編	78

1 プラン策定の趣旨

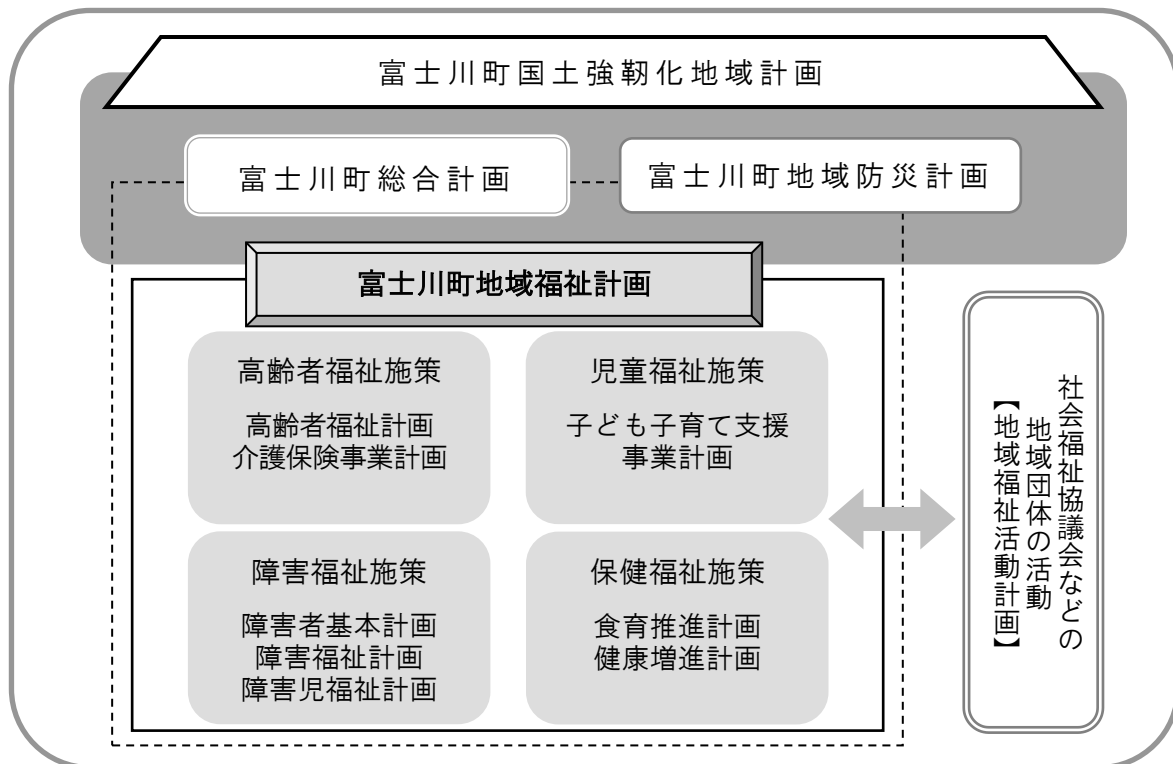
近年では、障害のある方の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害のある方やその家族の障害福祉に対するニーズは複雑多様化しており、すべての障害のある方が住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害のある方もない方も誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる『共生社会の実現』が求められています。

こうした中、本町では、国や県の方針や障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえつつ、障害者基本法の目的である『共生社会の実現』に向けて、平成30年3月に障害者施策に関する基本的な事項を定める「第3次障害者基本計画」、障害者総合支援法に基づく「第5期障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第1期障害児福祉計画」を統合した「ふじかわ障害児・障害者プラン2018」を策定、令和3年3月には「ふじかわ障害児・障害者プラン2021」を策定し、様々な障害者施策を推進してきました。

この度、令和6年3月で前計画の「ふじかわ障害児・障害者プラン2021」の計画期間が満了を迎えることから、新たに令和6年度から令和8年度までを計画期間とした『ふじかわ障害児・障害者プラン2024』を策定し、国や県等の動向や各種制度、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、障害者施策のより一層の推進を図っていきます。

2 プランの位置づけ

(1) 各計画の位置づけ



(2) 「障害者基本計画」と「障害者福祉計画・障害児福祉計画」の関係

障害者基本計画

- 障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期
- 他分野にわたる計画（生活支援、保健、医療、教育、雇用、就業、生活環境、安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進 等）

障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第 88 条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3 年を 1 期とする
- ※第 7 期障害福祉計画は、第 6 期障害福祉計画を見直し、令和 8 年度を目標として、令和 6 年度から令和 8 年度までの障害福祉サービス見込み量と見込み量確保のための方策を定める

障害児福祉計画

- 児童福祉法（第 33 条の 20）に基づく、障害児通所支援等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3 年を 1 期とする

（３） 富士川町地域福祉計画との連携

このプランは、町の総合的な地域福祉施策の推進を図る富士川町地域福祉計画との整合性をもって推進していくことが必要です。計画の見直し等についても地域福祉計画と共に行い、町の障害児者福祉施策の一層の実現に取り組むこととします。

（４） 県・近隣市町村等との連携

このプランは、富士川町における障害者総合支援法に基づく各サービスについて計画したのですが、障害児者福祉施策はこれまでも広域的な取り組みによるところが大きく、今後もこの方向性は変わることがありません。したがって、峡南圏域自立支援協議会を中心に、県や峡南圏域相談支援センター、近隣市町村、圏域内の町などとの情報交換や会議などを積極的に行い、一層連携を強化していくことにより、プランの実現を目指します。

3 プランの期間

今回の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。
数値目標は、令和8年度までの目標値を示します。

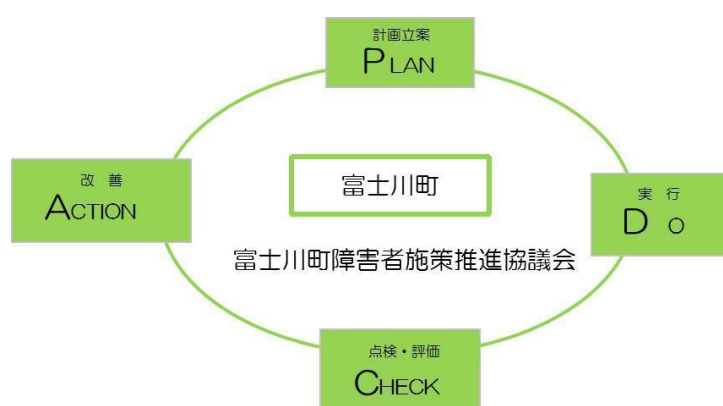
【計画期間】



4 プランの進行管理及び見直し

このプランは福祉保健課が主管課となり、各年度における各種施策の進捗状況、サービスの見込み量等の達成状況を「PDCA サイクル」に基づいて、調査、分析及び評価を行います。また、その結果を障害者基本法に基づく合議制の機関である「富士川町障害者施策推進協議会」に報告し、同協議会の点検、評価を受けます。

今後、このプランは3年毎に見直していきますが、富士川町障害者施策推進協議会による目標の達成状況の点検を踏まえ、見直しが必要であると判断された場合には随時プランの見直しを行います。



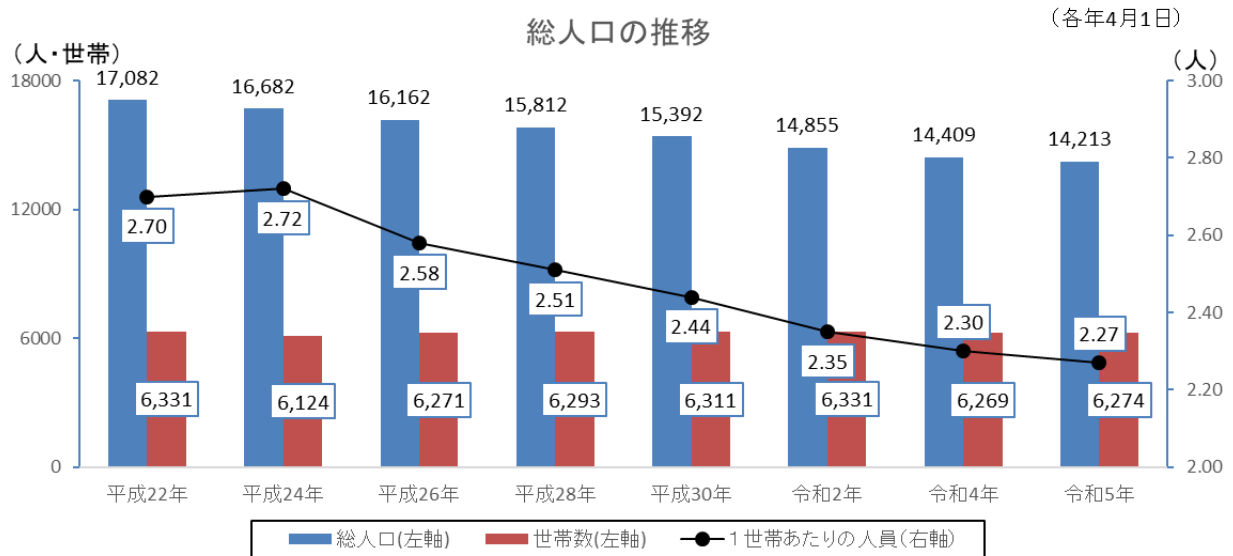
5 富士川町の状況

1. 少子・高齢化、核家族化の進行

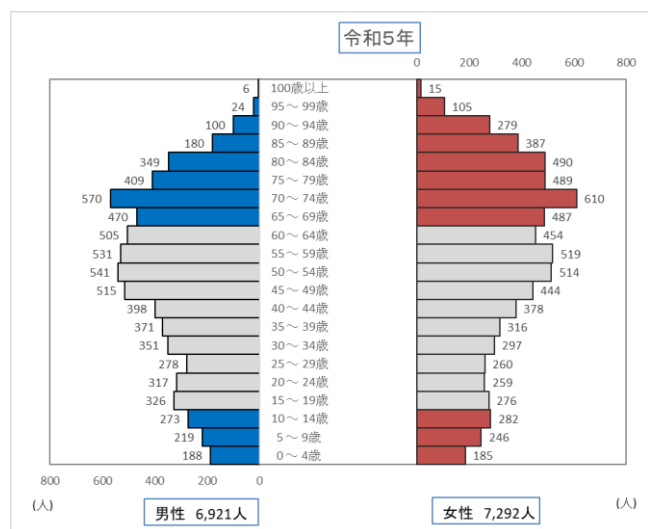
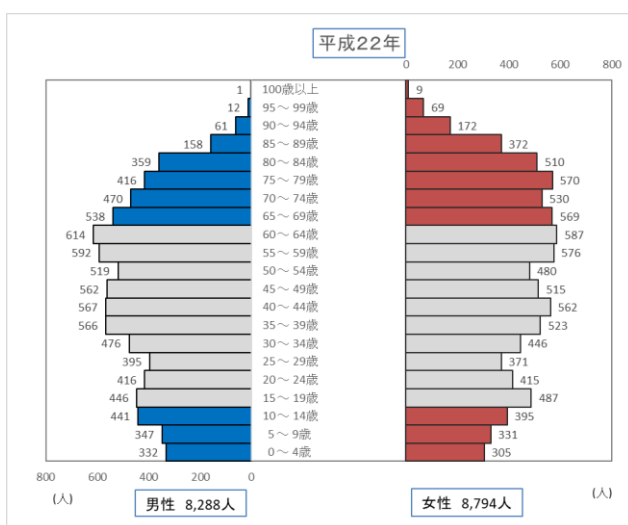
(1) 総人口の推移と人口ピラミッド

昭和 55 年から合併以前まで、旧両町の人口は減少傾向にありました。また、平成 22 年の合併後も人口は年々減少し、合併後の 13 年間で約 2,900 人減少しました。

また、65 歳以上の高齢者の単身世帯が増加しているため、1 世帯あたりの平均人員についても、減少してきていることが分かります。

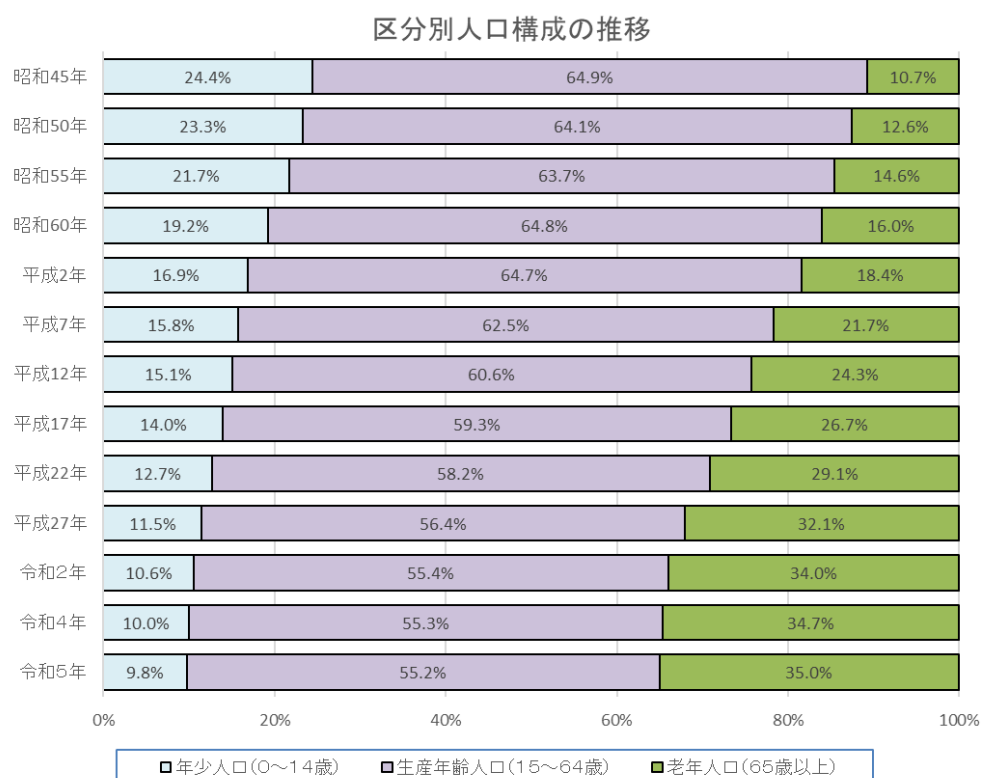


平成 22 年と令和 5 年の人口ピラミッドを比較してみると、老年人口(65 歳以上)の増加と、年少人口(15 歳未満)の減少が目立っています。今後も、長期的な少子化の影響により人口減少が続くことが見込まれます。



(2) 区分別人口構成

人口構成の推移をみると、年少人口の割合は減少傾向が続いており、老年人口の割合は増加しています。生産年齢人口も徐々に減少していることが分かります。

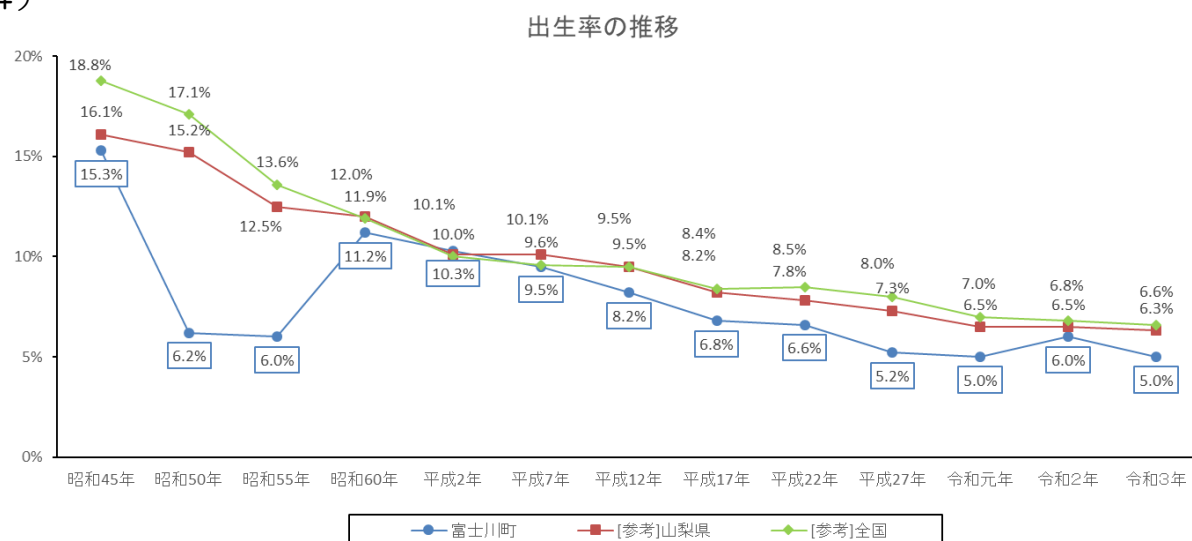


資料) 山梨県「国勢調査時系列データ 第4表」
 資料) 富士川町戸籍調べ 令和5年4月1日現在

(3) 出生率

出生率の推移をみると、全国、県、町のいずれも低下が続いています。令和3年の富士川町の出生率は5.0%と、全国6.6%、県6.3%より低位で推移しています。

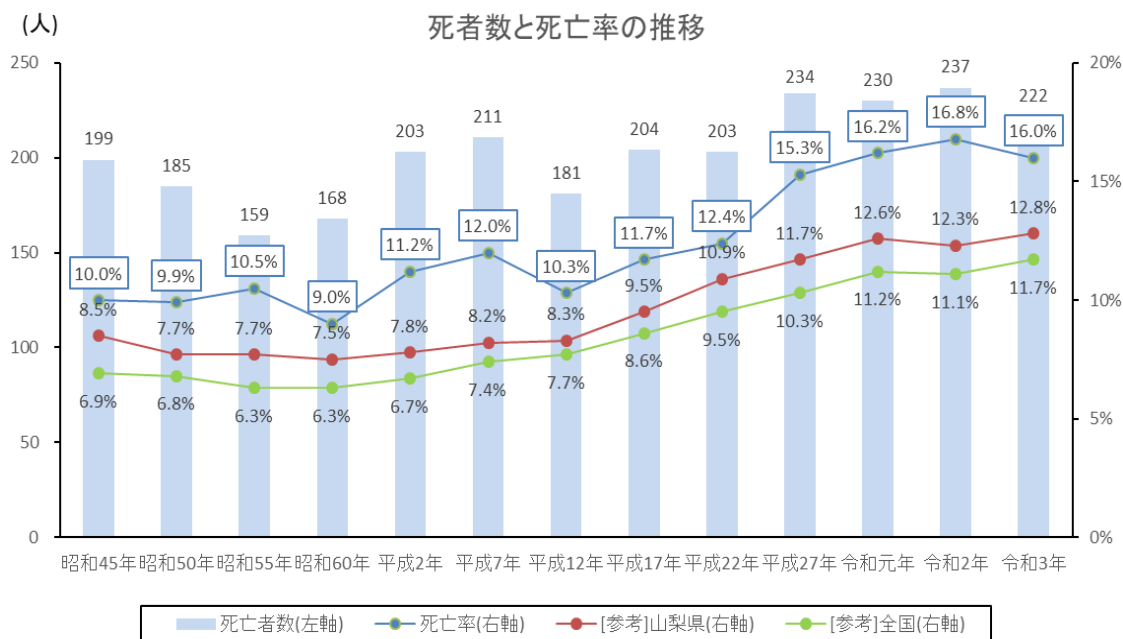
(4)



資料) 山梨県「人口動態統計」

出生率

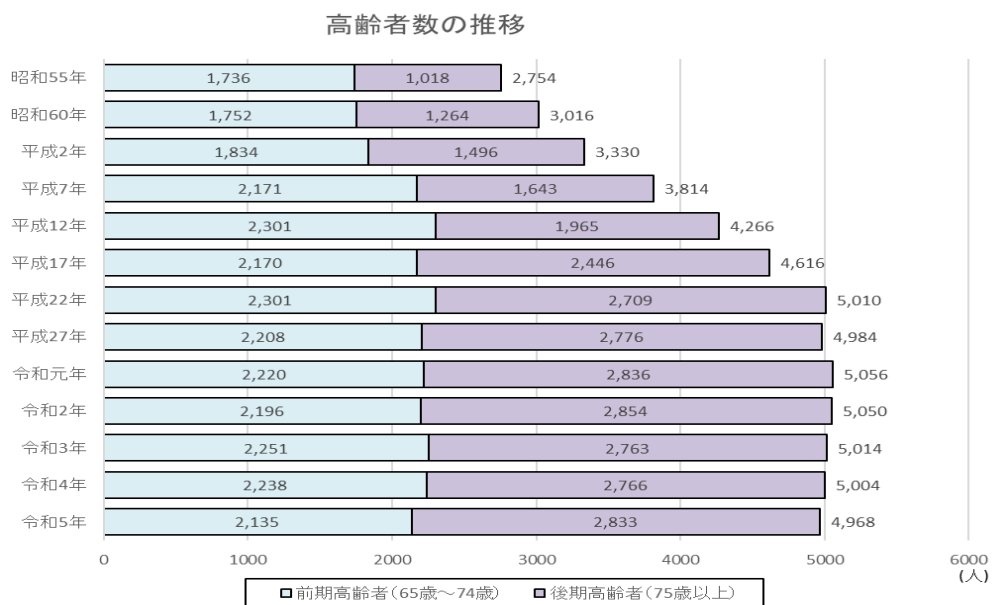
死亡率の推移をみると、富士川町は県や全国の平均を上回って推移しています。また、死亡者数、死亡率とも平成12年から増加傾向を示しており、高齢化の影響や少子化の進行に伴い、人口の減少が続いていることが分かります。



(5) 高齢者数・高齢化率の推移

【65歳以上の人口】

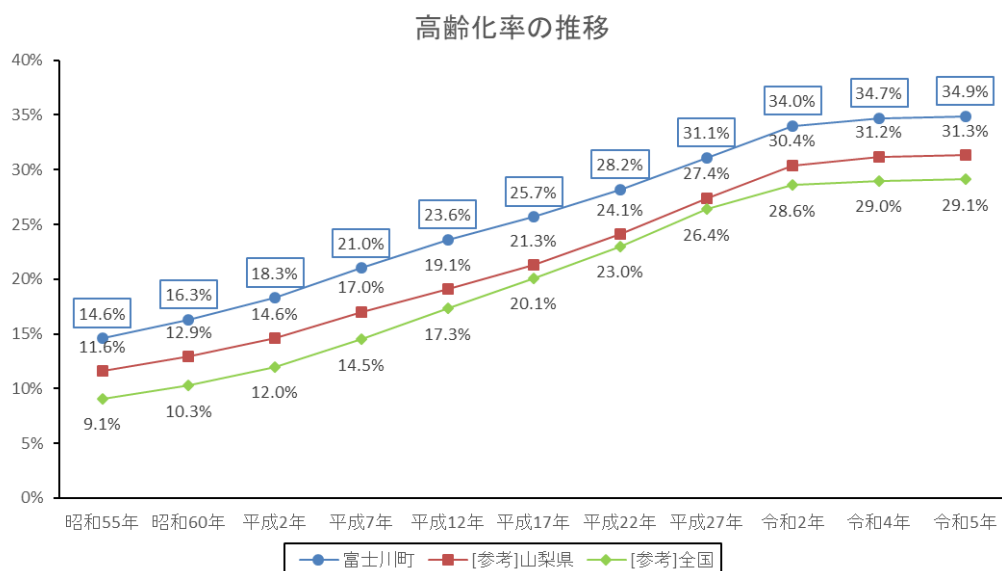
高齢者数（65歳以上）は年々増加しています。令和5年4月の高齢者数は4,968人で、町民の2.8人に1人が高齢者となっています。また、平成17年以降、前期高齢者より後期高齢者の人口が多くなっており、その差は年々大きくなっています。ただし、当面は前期高齢者の人口が増えていくため、その差の広がりが緩やかになることが予測されます。



【高齢化率の推移】

富士川町の高齢化率は年々上昇しており、令和5年度には34.9%と、県31.3%、全国29.1%と比べて高齢化が進展しています。なお、県内の自治体では12番目に高くなっています。

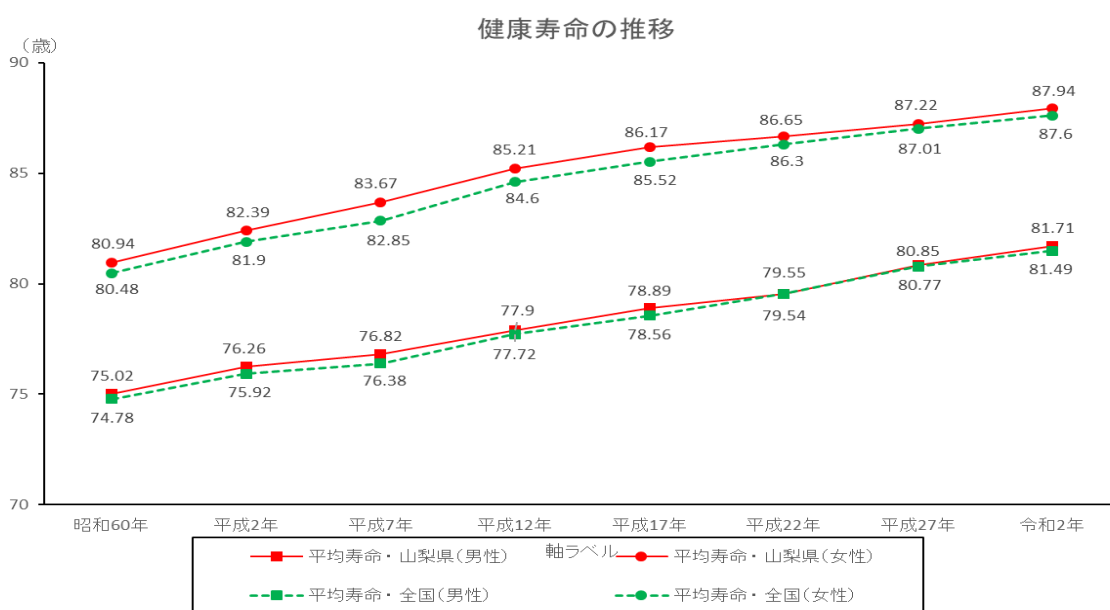
今後も高齢者数が増加し、人口は減少傾向であることから、高齢化はさらに進むことが予測されます。



資料) 山梨県「高齢者福祉基礎調査結果概要」

(6) 平均寿命

平均寿命は、全国、県のいずれも延びています。県の平均寿命は昭和60年から平成17年まで男女とも全国を上回っており、令和2年には男性81.7歳、女性87.9歳となっています。



資料) 厚生労働省「完全生命表」

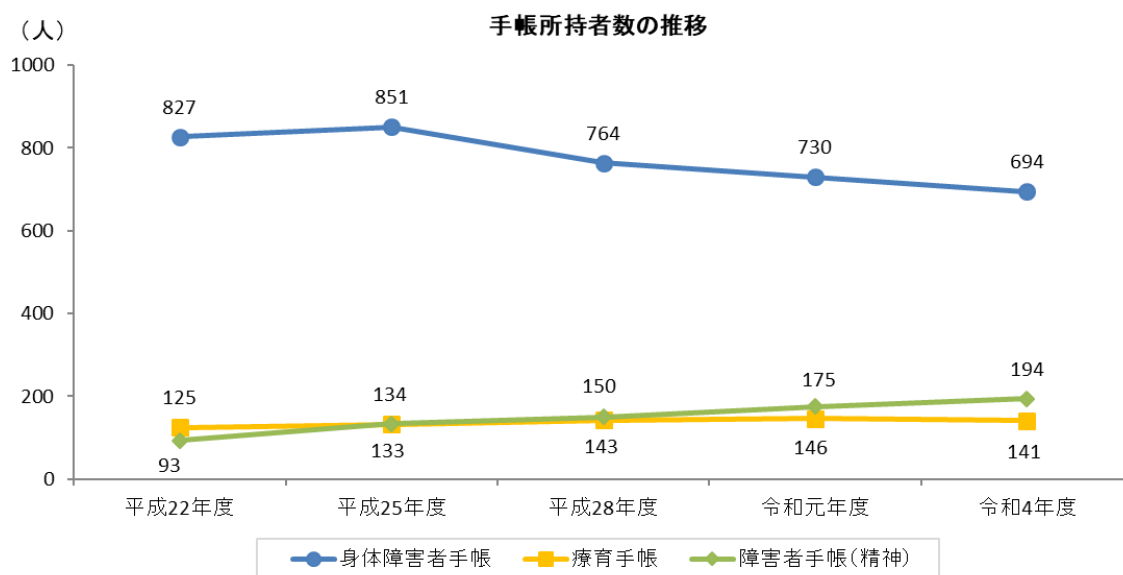
2. 障害のある人の状況

(1) 手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、療育手帳はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳は緩やかに増加しています。

	平成 22年度	平成 25年度	平成 28年度	令和 元年度	令和 4年度
身体障害者 手帳	827	851	764	730	694
療育手帳	125	133	143	146	141
障害者手帳 (精神障害者 保健福祉手帳)	93	134	150	175	194
合 計	1,045	1,118	1,057	1,051	1,029

資料) 山梨県「手帳交付者統計」(各年度3月末)

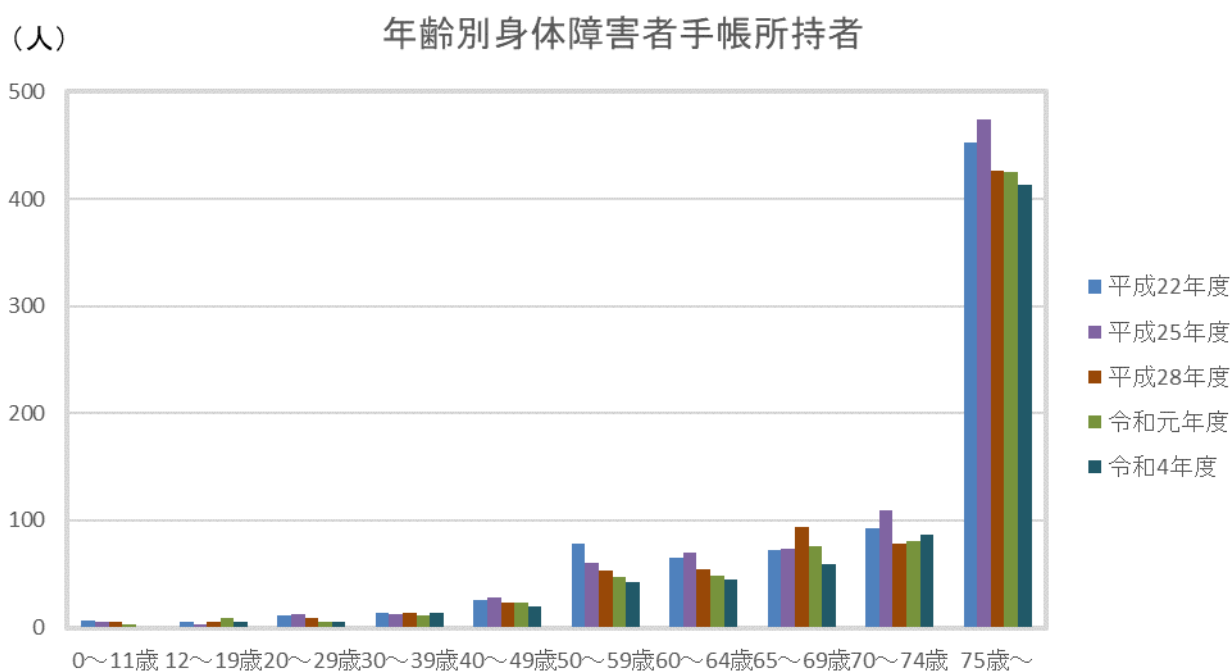


(2) 身体障害者手帳所持者の状況

【年齢別】

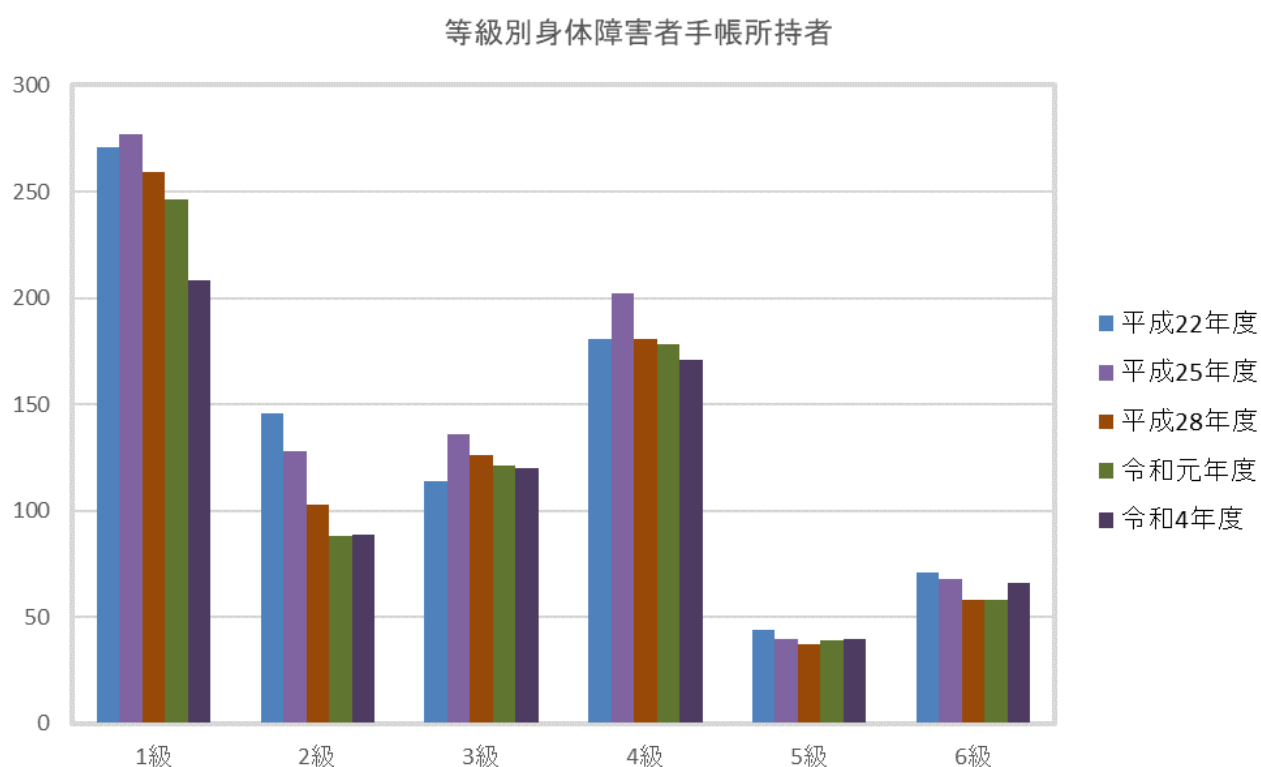
身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、後期高齢期である 75 歳以上の方が約 6 割を占めています。

50 歳を境に肢体、心臓、腎臓機能障害が増加し、以降、年齢を増すごとに心臓、腎臓機能障害が増えています。また、高齢者になると視覚及び聴覚障害が増加し、後期高齢者では特に肢体不自由による障害者が急増します。これは、脳血管疾患等の後遺症による障害が要因となっていると考えられます。



【等級別】

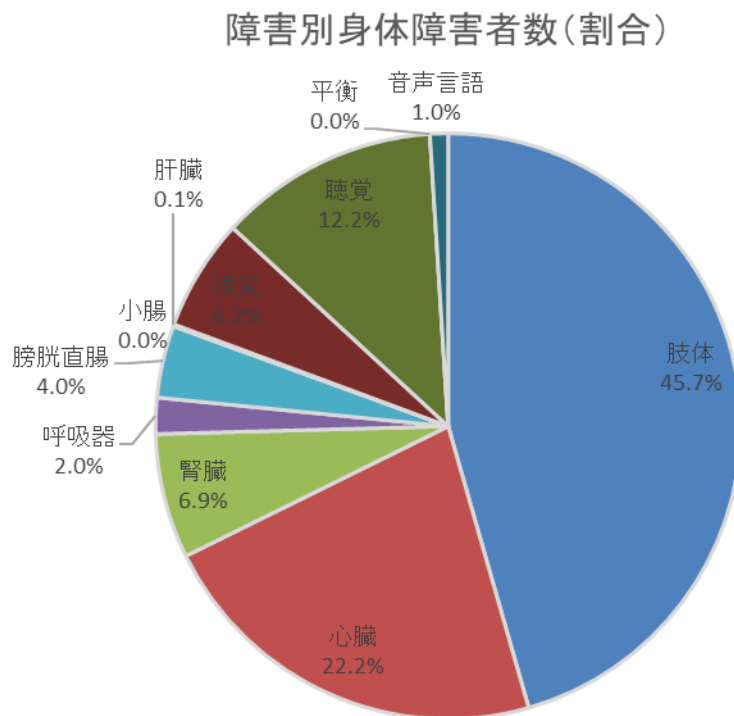
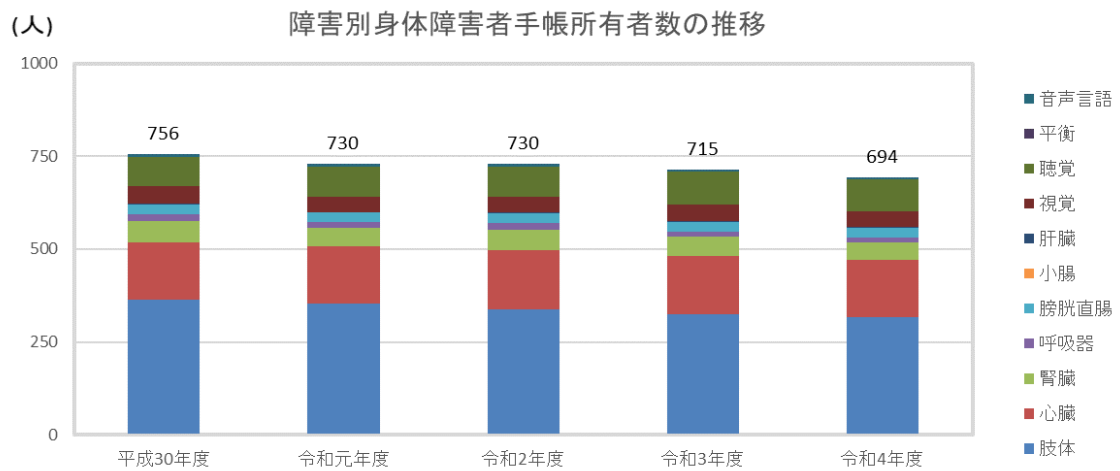
等級別では1級及び4級の取得者が多く、取得の理由として「心臓及び関節等の手術のため」が多い傾向にあります。4級取得者の内訳では、視覚及び聴覚障害と心臓疾患、腎疾患が増加傾向にあります。原因としては、高齢化に加え、糖尿病や高コレステロール等の生活習慣病を誘因とする心疾患及び腎疾患、透析等の増加が考えられます。



【障害別】

障害別にみると、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）が 317 人で最も多く、所持者全体の 45.7%となっています（令和 5 年 3 月末現在）。

過去 5 年の推移をみると、心臓、腎臓、聴覚障害の割合が多く、肢体不自由と合わせると全体の 80%以上となっています。

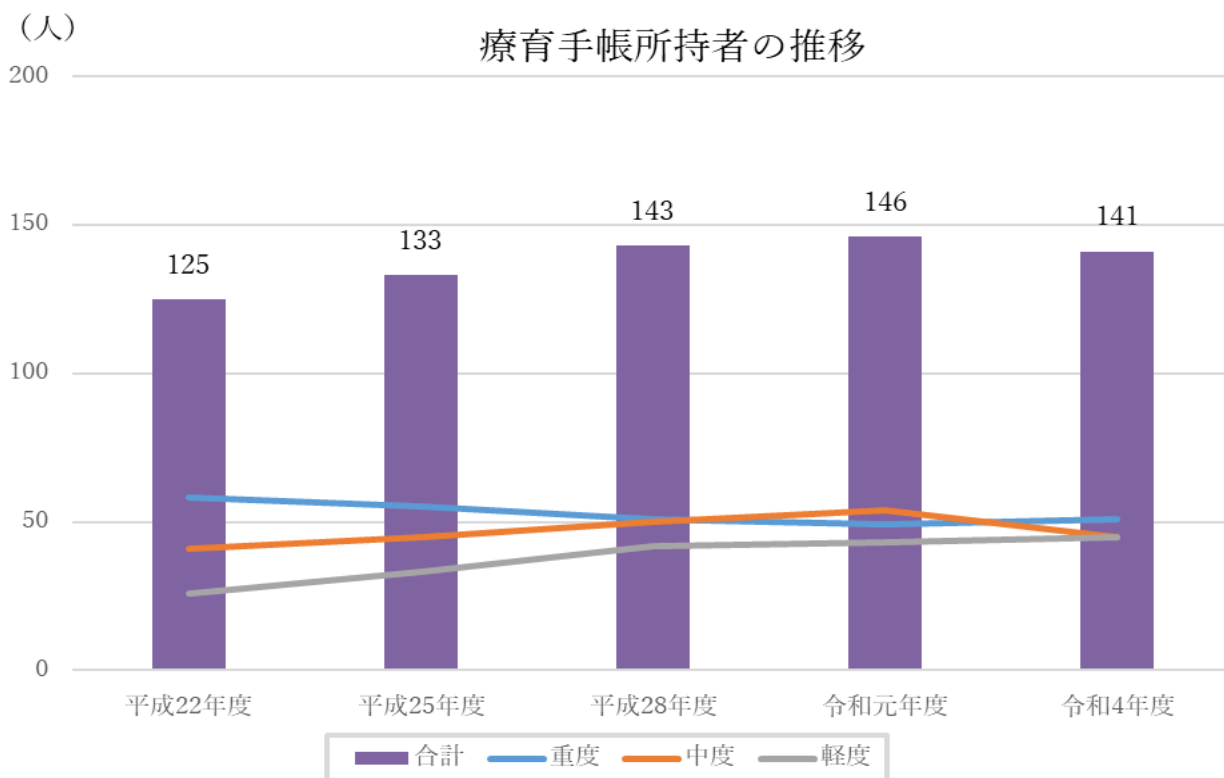


(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者（知的障害のある人）の状況では、令和 4 年度現在で「重度」51 人、「中度」45 人、「軽度」45 人の合計 141 人となっており、令和元年度と比べて 5 人の減少となっています。

		平成 22 年度	平成 25 年度	平成 28 年度	令和 元年度	令和 4 年度 ^(人)
重度	18 歳未満	9	9	6	8	8
	18 歳以上	49	46	43	43	43
	計	58	55	49	51	51
中度	18 歳未満	3	6	7	7	1
	18 歳以上	38	39	47	43	44
	計	41	45	54	50	45
軽度	18 歳未満	9	13	13	13	14
	18 歳以上	17	20	30	29	31
	計	26	33	43	42	45
合 計		125	133	143	146	141

資料) 山梨県「手帳交付者統計」(各年度 3 月末)



(4) 精神保健関係の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。

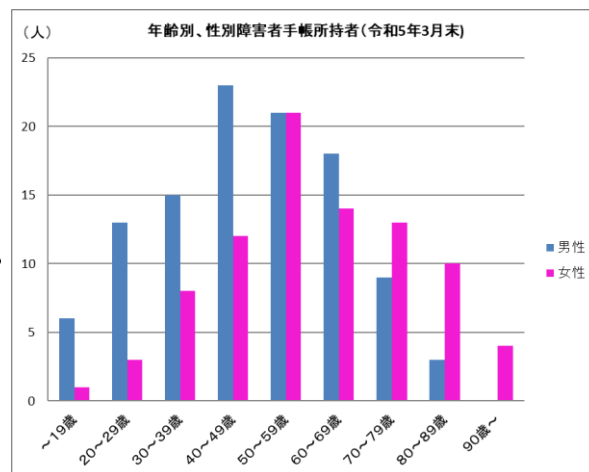
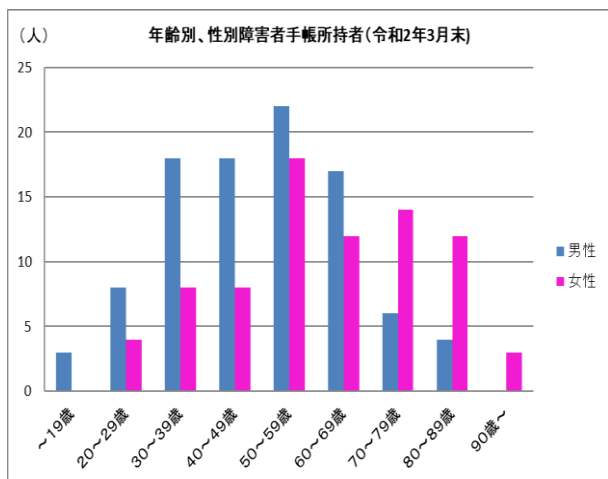
男性では、働き盛りの40歳代、50歳代の取得者が多く、男性取得者全体の約40%を占めています。社会的にも職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みが重要な課題となっており、ストレスチェックと合わせて、相談支援体制の整備も重要であると考えられます。

また、女性では50歳代から急増し、50代から遠ざかる程、所持者の数は少なくなっています。

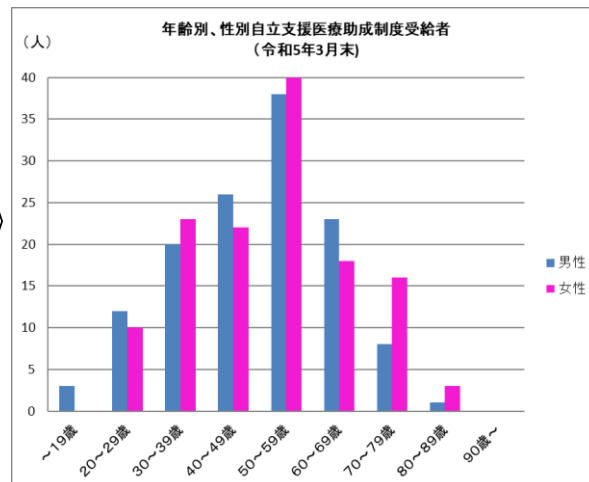
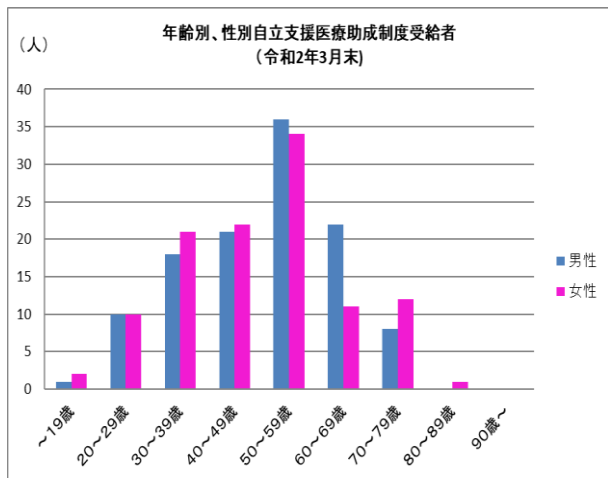
自立支援医療費制度利用者についても、特に男女とも50歳代が急増しています。

中高年のひきこもりを巡る「8050問題」も想定されることから、若い世代からのメンタルヘルス事業はさらに重要となっており、県や市内（子育て支援課等）との連携を図り、企業におけるメンタルヘルスチェックや治療、地域における相談支援体制の整備など、すべてのライフサイクルでの事業展開を総合的に進めていく必要があると考えられます。

【精神障害者保健福祉手帳交付状況】



【自立支援医療助成制度受給者状況】



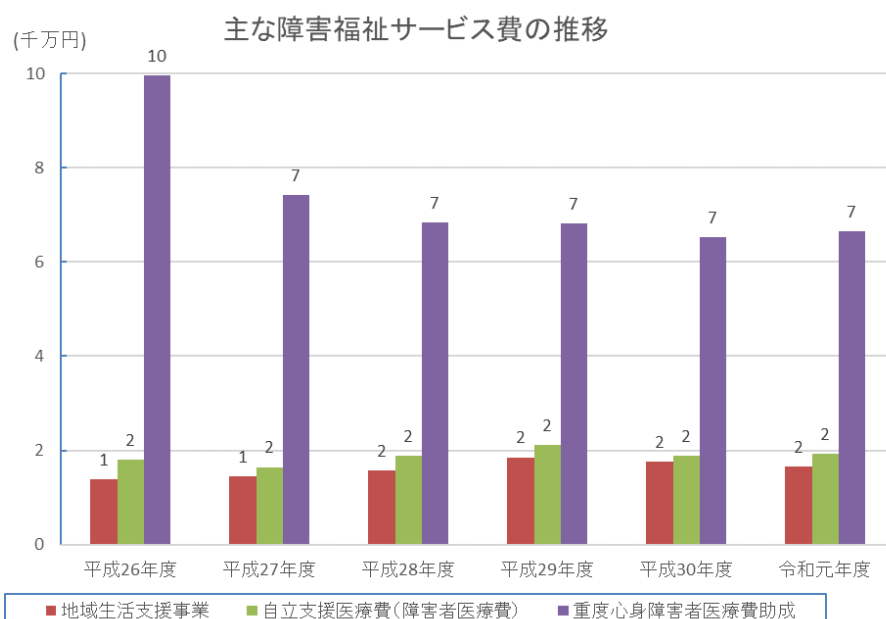
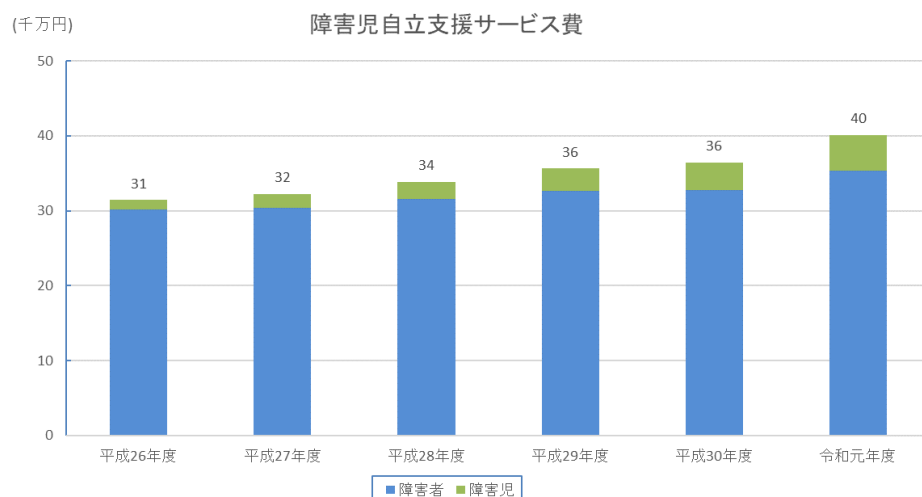
資料)「精神保健福祉手帳台帳・自立支援受給者台帳」

(5) 障害福祉サービス、医療費助成制度の状況

障害者自立支援サービスは、相談支援センター及び保健師等による関わりを強化したことにより、利用者が増加しています。特に平成26年度から制度化された障害児サービス利用は急増している状況です。障害児については、サービス利用により発育発達支援に、障害者については障害を理由としたひきこもり等の改善につながっています。

医療費助成制度としては、主に自立支援医療（更生医療・精神通院医療）、重度心身障害者医療費助成制度があります。自立支援医療は、主に透析及び精神の通院の負担軽減を図り、重度心身障害者医療費は、重度障害のある人の医療費自己負担を公費で負担しています。

平成27年度の重度医療費の減少については、平成26年11月に窓口無料から自動還付方式に移行したことが要因の一つと考えられ、平成27年度以降は、ほぼ横ばいの状況となっています。透析などの自立支援医療費（更生医療）については、平成26年度以降、ほぼ横ばいの状況となっています。また、移動支援、一時預かり、日常生活用具など、在宅生活を支える町の実情に合わせて実施する「地域生活支援サービス」は、サービスメニューの増加もあり、対象者及び費用とも年々増加しています。



6 調査結果から見る障害福祉の状況

（１） 調査の概要

計画の策定にあたって、町民及び障害者団体・事業所から以下のとおりアンケート調査を実施しました。また、パブリックコメントにて計画素案を公表し、町民から広く意見募集を実施しました。

【町民アンケート調査】

区 分	概 要
調査対象者	富士川町在住で障害のある人（無作為抽出）
配付数	500 人
有効回答数（率）	265 票（53%）
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和 5 年 6 月 8 日～ 7 月 5 日

【障害者団体・事業所アンケート調査】

区 分	概 要
調査対象者	町内の障害福祉関連団体及び事業所
団体数	13 団体
調査方法	郵送による配付・回収 後日、事業所ネットワーク会議にて内容を検証
調査期間	令和 5 年 8 月 18 日～ 9 月 8 日

【パブリックコメント】

区 分	概 要
募集対象者	町内に在住・在勤・在学の方 町内に事務所または事務所を有する個人および法人その他団体
閲覧方法	町ホームページ及び役場窓口（福祉保健課）
実施期間	令和 5 年 12 月 28 日～令和 6 年 1 月 26 日
寄せられたご意見等	0 件

(2) アンケート調査の結果概要

■ 回答者について

- ・世代別でみると、20歳未満が6.1%、20歳～64歳が34.3%、65歳以上が58.5%、無回答が1.1%となっています。
- ・回答いただいた方が所持している障害者手帳は、身体68.8%、療育10.1%、精神21.1%となっています。

■ 生活について

- ・日常生活で介助が必要なことは「外出時の移動」(19.9%)が最多となっており、外出時の移動手段の確保や支援を必要とする方が多くなっています。

次いで「お金の管理」(12.4%)、「薬の管理」(11.2%)と続いています。

- ・現在の仕事は「臨時職員・パート・アルバイト」が8.5%、「正社員(正職員)」が4.4%、「自営業をしている」は2.7%となっています。また、「健康や障害の都合で働けない」「求職中である」など、就労したいが様々な理由で働いていないという方が16.7%となっています。

- ・障害者が働きやすくなるために必要な条件は「障害にあった仕事内容であること」(20%)が最多となっています。次いで「障害に対する周囲の理解があること」(19.8%)、「障害にあった勤務条件であること」(11.9%)と続いています。

■ 暮らしやすいまちづくりについて

- ・差別や偏見を感じると回答した割合(「大いに感じる」と「少し感じる」の合計)は44.9%となっています。
- ・障害に対する町民の理解について、理解があると回答した割合(「かなり理解がある」と「まあまあ理解がある」の合計)が38.1%となっている一方、理解がないと回答した割合(「あまり理解がない」と「まったく理解がない」の合計)も15.1%となっています。
- ・障害者が住みよいまちづくりにするための取組みについて、「相談できる窓口(相談支援体制)の充実」(19.5%)が最多となっています。次いで「障害福祉サービスの充実」(17%)、「障害福祉サービスの利用手続きの簡素化」(16.3%)と続いています。
- ・災害発生時の不安は「避難所の設備(トイレ等)や生活環境が不安である」(23.7%)が最多となっています。次いで「避難後に治療や投薬が受けられない」(20%)と続いており、多くの方が避難所での生活に不安を抱えています。
- ・災害発生時の避難は「介助者がいれば避難できる」が36.6%、「介助者がいても避難することは難しい」が8.7%となっています。障害のある人の約半数が災害発生時の避難が困難となる恐れがあります。

■福祉サービスについて

- ・福祉サービスの情報入手先は「町の広報誌」(13.2%)が最多となっています。次いで「家族・親戚」(12.7%)、「町の窓口(福祉保健課など)」(11.7%)と続いています。
- ・福祉の相談窓口に求める条件は「1 か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」(23.1%)が最多となっています。次いで「どのような時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」(19%)が続いています。
- ・障害福祉サービスをより利用しやすくするために希望することは「どのようなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」(19.1%)が最多となっています。次いで「費用負担を軽くしてほしい」(13.7%)、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」(11.3%)が続いています。

■障害児福祉について

- ・通園・通学の困りごとは「通うのに付き添いが必要」「周囲の子たちの理解が得られない」(いずれも 17.9%)が同率で最多となっています。
- ・障害児や親の支援で不足していることは「障害の特性に応じた保育所や学校内の支援」「児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害福祉サービス」「同じ立場にある保護者同士の交流や情報交換の機会」(いずれも 14%)が同率で最多となっています。

(3) 町内障害者団体アンケート調査の結果概要

富士川町の「障害福祉の現状と課題」について、障害福祉関連団体及び事業所からいただいた主なご意見は以下のとおりです。

① 生活環境

- ・町内の道路は、バリアフリーが乏しく、車椅子での移動は危険な箇所が多い。
- ・移動支援に対応出来る事業所が他市町に比べて少ない。
- ・グループホームや短期入所の場合が不足している。
- ・利用者の高齢化やサービス内容の拡充によって、職員数が足りない。
- ・大規模災害時に福祉避難所としてどの程度対応できるか不安である。

② 障害児・障害者相談体制

- ・町内に、相談支援事業所が少なく、峡南圏域相談支援センターに頼っている。
- ・相談支援専門員が不足している。
- ・町単独で相談支援事業所を立ち上げるのは困難と思われるので、峡南圏域基幹相談支援センターなどを通じて、相談支援の質の向上に取り組んで欲しい。

③ 障害（児）福祉サービス

- ・就労継続支援B型事業所のニーズが年々高まっているが、地域内のニーズに対して事業所数が足りていない。
- ・グループホーム等の居住系サービスが不足している。体験的・緊急的に宿泊が出来るような場があるとよい。
- ・医療的ケアを必要とする児者に対するサービス事業所がない。
- ・近隣に施設入所施設が少ない。
- ・サービスの利用に該当しない方の、日中活動の場（集まりの場）としての地域活動支援センター等があると良い。

④ 保健・医療

- ・支援対象者に精神科を受診している方が多い。近隣に精神科医療機関が少なく、富士川病院も診察日が週1回のため、予約が取りにくい状況にある。
- ・OT（作業療法）やPT（理学療法）などを受けられる施設（医療機関）が近くにない。
- ・訪問診療の医師が少ない。

⑤ 雇用・就労支援

- ・近年の傾向として、就労継続支援B型の利用者が多い。
- ・福祉サービス（就労継続支援）の対象とならない者児の就労先の確保が必要である
- ・町内には、就労継続支援A型の事業所が少ない。
- ・障害を持つ方の遠方への通勤は難しいと思うので、町内在住の方はできるだけ町内の企業・事業所で一般就労することができたら良いと思う。

⑥ 教育（子どもの教育や療育など）

- ・不登校児童生徒の増加により、ひきこもり支援を希望する家庭が増えている。
- ・町内には、放課後等デイサービスや児童発達支援などに対応した事業所が少ない。
- ・近隣市町の事業所に通所するため、送迎等家族の負担が増えている。

⑦ 差別・権利擁護

- ・事業所で専門職への研修、質の向上への取り組みは行っている。
- ・町が主体となって研修会や相談会を行うことで、関係者や住民が障害についてもっと身近に感じてもらえるのではないかな。

⑧ その他

- ・町民への福祉施策の周知として、福祉だよりやCATVなどを使って、情報提供して欲しい

第5次障害者基本計画

7 計画の基本理念

● 基 本 理 念 ●

この計画は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、同じ時代を同じ地域に生きる人々とともに協力しあう、やさしいまちづくりを推進します。

障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、生活支援などの環境づくりに努めます。

● 障害者基本計画の基本的な考え方 ●

計画の基本理念のもと、第二次富士川町総合計画の施策「障害児者の生活支援と充実」、第3次富士川町地域福祉計画の基本理念「ともに支え合い 助け合う つながりを大切にする 思いやりのまち ふじかわ」に基づき、町障害者基本計画では、国、県の目標及びアンケート調査の結果などから、基本目標を次の7項目に定め、取り組みを推進していきます。

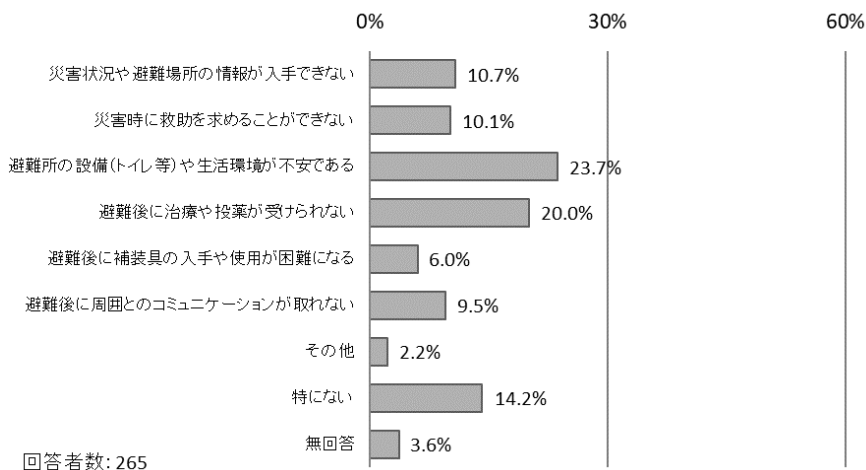
- 1 生活環境の整備
- 2 障害児・障害者相談支援体制の充実
- 3 障害福祉サービスの充実
- 4 保健・医療の充実
- 5 雇用・就労の支援
- 6 障害児支援の充実
- 7 差別の解消及び権利擁護の推進

8 施策の体系

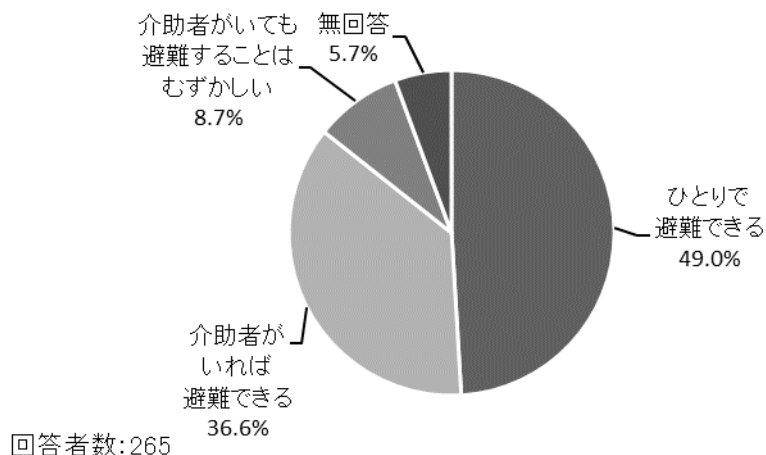
1. 生活環境の整備（安全安心の確保、移動支援など）

A. 現状と課題

- ・災害発生時の不安は「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が不安である」（23.7%）が最多となっています。次いで「避難後に治療や投薬が受けられない」（20%）、「災害状況や避難場所の情報が入手できない」（10.7%）と続いています。

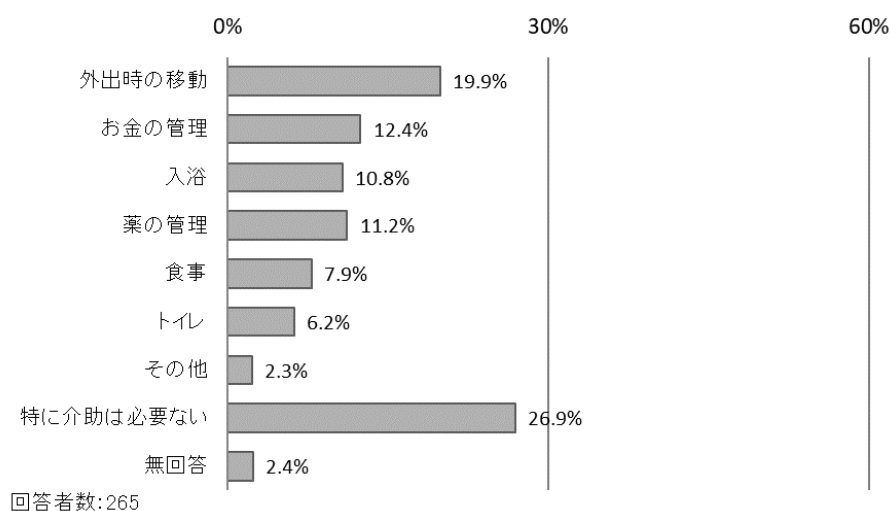


- ・災害発生時の避難は「介助者がいれば避難できる」が 36.6%、「介助者がいても避難することは難しい」が 8.7%となっています。合わせて 45.3%が災害の発生時に避難が困難となる恐れがあります。

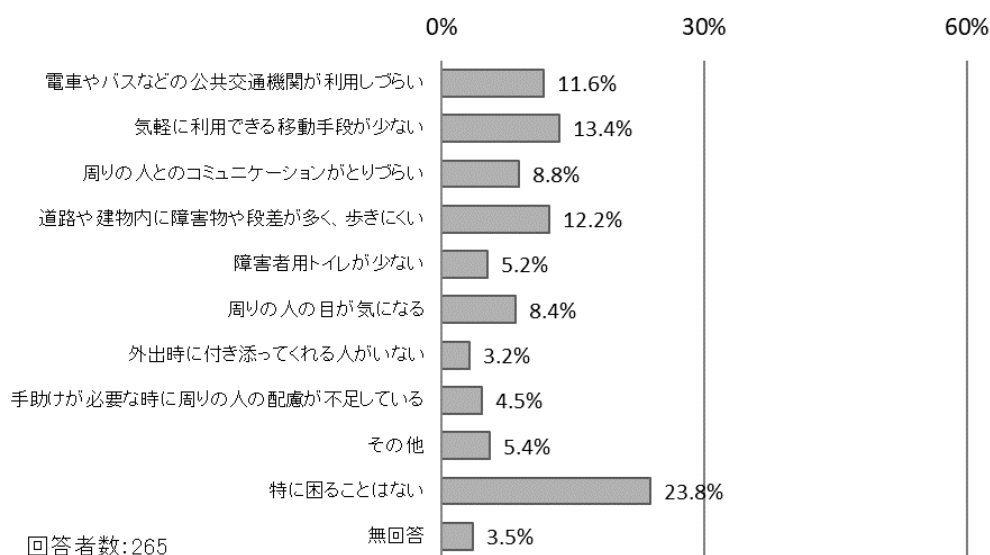


- ・生活環境に関連する意見として、「避難所で周囲の人に嫌がれないか、迷惑をかけないように気を使わなくてはならないのではと不安」、「透析をやめられないので、対応があるか不安」など避難所での生活を不安視する声がありました。

- ・日常生活で介助が必要なことは「外出時の移動」(19.9%)が最多となっています。次いで「お金の管理」(12.4%)、「薬の管理」(11.2%)と続いています。



- ・外出時の困りごとは「気軽に利用できる移動手段が少ない」(13.4%)「道路や建物内に障害物や段差が多く、歩きにくい」(12.2%)など、移動手段や外出先での環境面の不安に関する回答が多くなっています。



- ・日常生活支援に関連する意見として、公共機関を使用しての医療機関への通院に不便を感じているため、町デマンドバス等の公共交通機関の充実を求める声がありました。
- ・災害発生時の避難が困難であったり、避難後の生活に不安を感じているとの声がありました。
- ・身体の高い人向けのおむつ交換や着替えのスペースがないことや、障害者専用の駐車スペースが少ないことなど、障害のある人にとっては外出する際に不便に感じるとの声がありました。
- ・今後は、公共機関や多数の方が利用する建築物のバリアフリー化や、災害発生時における障害特性に配慮した支援など、障害のある人でも暮らしやすいまちづくりに取り組んでいく必要があります。

B. 施策の方向

- ・「バリアフリー新法」、「山梨県障害者幸住条例」に基づき、障害のある人や高齢者の利用に配慮した施設整備を促進します。
- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「読書バリアフリー法」、「山梨県手話言語条例」に基づき、全ての障害者が、あらゆる分野の活動において、情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通が図れるよう、体制の整備を進めます。
- ・意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や失語証者向け意思疎通支援者を派遣し、安心して外出していただくことで社会参加の促進を図ります。
- ・災害弱者の要援護者登録を進め、消防団、区長、組長、民生委員、福祉推進員等に情報提供し、障害児者に対する地域の見守り体制の整備を進めます。
- ・障害児者に対する災害の情報伝達や避難誘導の体制構築を図ります。
- ・避難時において障害児者の生活環境が確保されるよう避難所設備等の整備・充実に努めます。
- ・社会福祉協議会を拠点としたボランティア活動の充実に努めます。
- ・障害児者の社会参加の手段として移動支援事業の充実やタクシー利用料金助成事業、デマンドバスの周知を図ります。
- ・「お金の管理」や生活する上での困りごとを総合的に支援するため、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度、計画相談事業所である峡南圏域相談支援センター及び地域包括支援センターの周知と利用促進を図ります。

C. 主要な施策

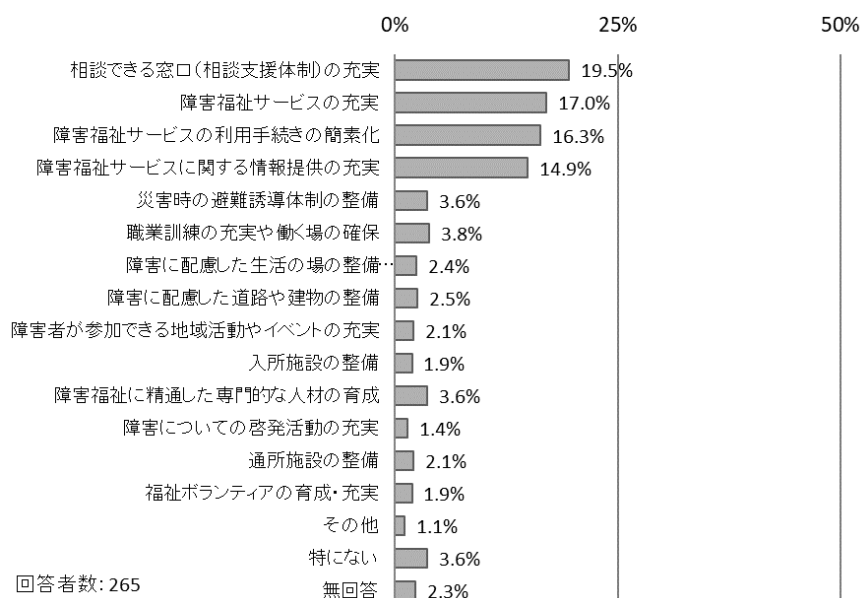
No	施策	取組内容
1-1	災害時避難行動要支援者名簿の推進	災害発生時に要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行政や地域住民等が連携して行えるよう、災害時避難行動要支援者名簿への登録や利用を推進します。
1-2	民生委員・赤十字奉仕団体等との連携による防災意識の啓発	民生委員や赤十字奉仕団体等と連携して、町民全体の防災意識の啓発や障害のある人に対する防災知識の向上を図ります。
1-3	福祉避難所の確保・整備	町内の障害や介護事業所等の協力を得る中で、官民一体となっできるだけ多くの福祉避難所の確保に努めます。また、避難時において、障害者等、特に配慮が必要な方の生活環境が確保されるよう避難所設備等の整備・充実に努めます。
1-4	福祉避難所・医療救護所の周知と防災訓練の実施	町内の福祉避難所や医療救護所が災害発生時に円滑に機能できるように、周知を継続します。また、障害児者に協力いただく中で、避難訓練等を実施します。

1-5	ボランティアセンターの体制強化	町民の参加による福祉活動が活発に行われるように、公共施設や空きスペースなどを活動拠点として利活用することを推進します。また、社会福祉協議会等と連携して各種ボランティア活動や要請への支援を行います。
1-6	防災ラジオの普及促進	緊急時に防災情報を速やかに取得できるように、戸別ごとの防災ラジオの普及を促します。
1-7	福祉有償運送事業所の参入促進	障害がある人の外出を支援するため、社会福祉法人等に福祉有償運送の事業展開を促します。
1-8	タクシー利用料金助成事業の活用促進	在宅で生活する重度の身体障害のある人が利用するタクシー料金の一部を助成する事業を周知し、活用を促進します。
1-9	移動支援事業の整備	単独で外出が困難な障害のある人が移動や同行の援助を受けられる移動支援事業の整備を推進します。
1-10	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるために携帯するヘルプマーク・ヘルプカードの周知を図り、普及促進に努めます。
1-11	おもいやり駐車区画の整備	障害のある人や高齢の方、けが人の方などで、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方を支援する駐車区画の整備を図ります。
1-12	中核機関の設立による成年後見制度の利用促進	知的障害や精神障害のある人の権利擁護に向けて、制度の利用促進や中核機関等による相談支援の充実を図ります。
1-13	Net119 緊急通報システムの活用促進	聴覚または音声・言語機能等に障害のある人が利用する Net119 緊急通報システムの周知を図り、活用を促進します。
1-14	意思疎通支援事業の活用促進	聴覚障害者や失語症の方が円滑なコミュニケーションが図れるよう、意思疎通支援事業の周知をし、活用を促進します。
1-15	ユニバーサルデザインによるまちづくり	障害のある人に配慮したまちづくりを推進するため、道路のフラット化や視覚障害者用ブロックの設置等道路環境の整備に努めます。
1-16	視覚障害者等の情報取得の推進	視覚障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むために、必要な体制整備、基盤整備に努めます。
1-17	手話言語の理解・普及活動の推進	町民の手話言語に対する意識高揚のため、教育、福祉等関係機関と連携を図りながら環境整備に努めます。また、町独自の条例制定に向け取り組みます。

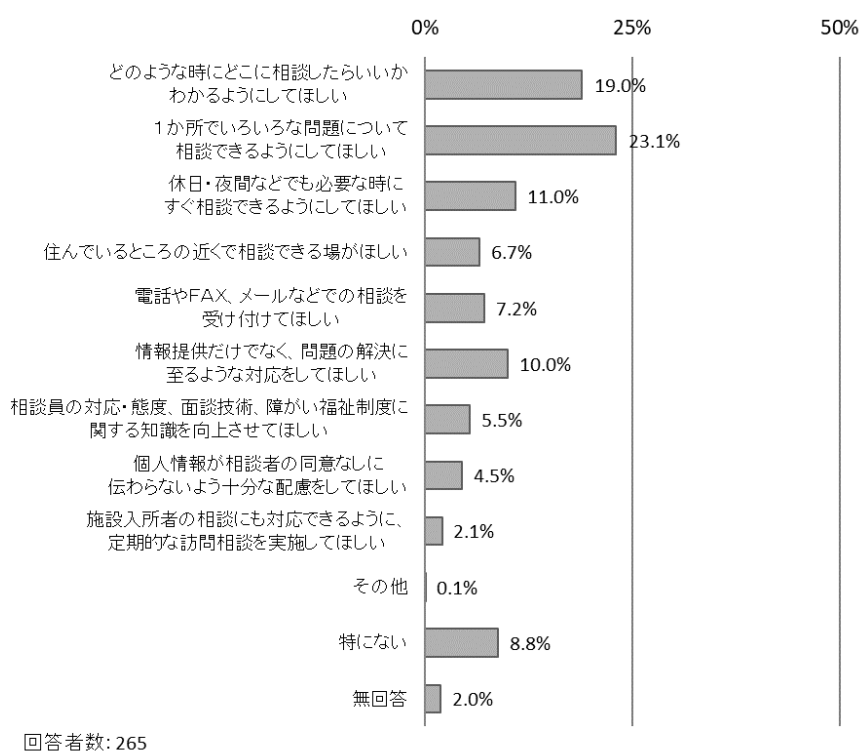
2. 障害児・障害者相談支援体制の充実

A. 現状と課題

- ・障害のある人にとって住みよいまちづくりするための取組みについて、「相談できる窓口の充実」(19.5%)が最多となっています。次いで「障害福祉サービスの充実」(17%)、「障害福祉サービスの利用手続きの簡素化」(16.3%)と続いています。



- ・福祉の相談窓口を求める条件は「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」(23.1%)が最多となっています。次いで「どのような時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」(19%)が続いています。



- ・相談に関する意見として、「どこに相談したらいいかわからない」といった声や、親や配偶者等、介助・支援してくれている方がいなくなったとき、どこに相談すれば良いのか不安を感じているとの声がありました。
- ・様々な手続きで役場に何度も行くのが負担であり、手続きの簡略化や相談窓口の一体化を求める声がありました。
- ・今後は、峡南圏域基幹相談支援センターやひきこもり相談センター「ここから」等、関係機関との連携を図りながら、相談先の周知や、各種制度の利用手続きの簡素化を図っていく必要があります。

B. 施策の方向

- ・相談しやすい役場窓口対応が行えるように、職員の意識向上を図ります。
- ・令和6年度に開設するの峡南圏域基幹相談支援センターと連携することで、手続きの簡略化や相談窓口の一体化を図ります。
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しているため、ひきこもりに特化したひきこもり相談センター「ここから」の周知徹底を図ります。
- ・民生委員・児童委員や関係機関との連携体制を構築するとともに、事業所間の連携を推進します。
- ・申請書のデータ化等を行い、利用手続きの簡素化を図ります。

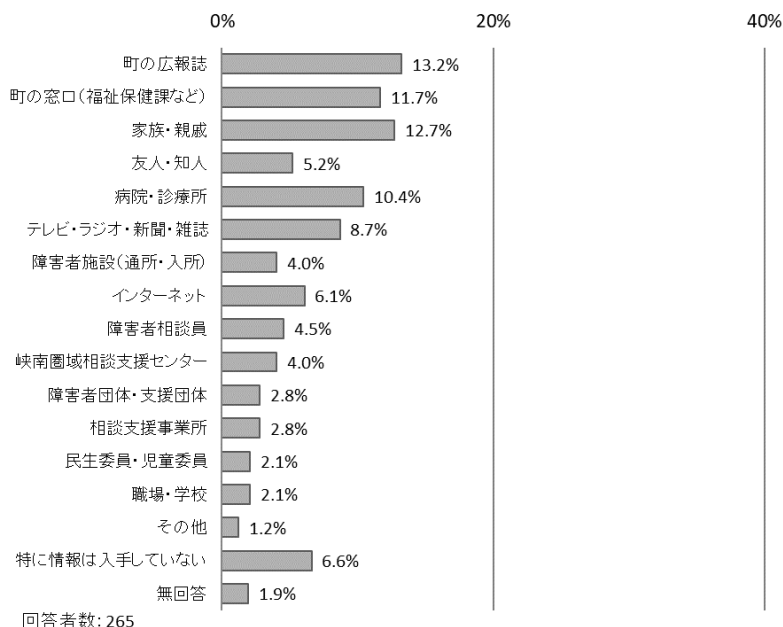
C. 主要な施策

No	施策	取組内容
2-1	民生委員、児童委員との相談活動の充実	民生委員や児童委員が障害のある人の家族等からの相談に対応できるよう、様々な相談支援サービスの周知徹底を図ります。
2-2	障害者相談員（身体障害者相談員や知的障害者相談員）との連携の強化	障害のある人にとって身近な相談者である障害者相談員（身体障害者相談員や知的障害者相談員）の周知と活動を支援します。
2-3	相談支援事業の提供体制の整備	役場窓口、障害者相談員、峡南圏域相談支援センター、各福祉事業所などの関係機関が連携して、より身近に相談支援を行える体制を整備します。また、関係機関とのネットワークを構築することでより専門性の高い相談支援を行える体制を整備します。
2-4	CATV や広報等による情報提供体制の充実	困っている障害のある人が気軽に相談しやすくするため、相談窓口の充実や助成制度等の情報を CATV や広報等で発信します。
2-5	ひきこもり相談センター「ここから」の活用促進	ひきこもり相談センター「ここから」の周知を図るとともに、ひきこもりに悩む方やその家族に寄り添った支援を行います。
2-6	峡南圏域基幹相談支援センターとの連携	障害のある人が、地域生活を円滑に送るために、峡南圏域基幹相談支援センターとの連携を図りながら問題解決に向けた支援や情報提供に努めます。

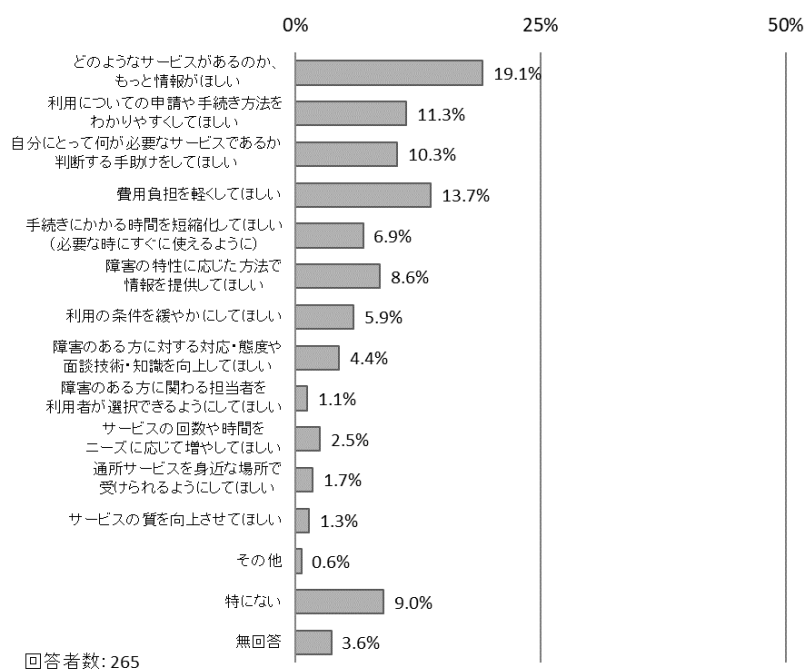
3. 障害福祉サービスの充実

A. 現状と課題

- 福祉サービスの情報入手先は「町の広報誌」(13.2%)が最多となっています。次いで「家族・親戚」(12.7%)、「町の窓口(福祉保健課)」(11.7%)と続いています。



- 障害福祉サービスをより利用しやすくするために希望することは「どのようなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」(19.1%)が最多となっています。次いで「費用負担を軽くしてほしい」(13.7%)、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」(11.3%)が続いています。



- ・利用できる制度やサービス、事業所の内容などについて、「利用できるサービスをわかりやすく知りたい」、「一覧表にしたものが欲しい」などの声がありました。

また、親がいなくなった後の生活が心配との声がありました。

- ・利用者が自分にあったサービスを選択できるような情報の発信、提供、わかりやすい説明などに努めます。また、親なきあとを支える相談体制・受入体制の充実を図ります。

B. 施策の方向

- ・障害児者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害のある人やその家族への相談支援を基本に、それぞれの状態に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めます。
- ・利用者のニーズを行政と事業所との間で共有し、ニーズに合った対応策を推進します。
- ・共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスだけでなく、介護保険事業やその他福祉事業と連携しながら、支援体制の充実に努めます。

C. 主要な施策

No	施策	取組内容
3-1	社会福祉協議会などの各関係機関との連携強化	障害者の総合的な支援に向けて、行政や社会福祉協議会、福祉事業所等の関連機関が連携するネットワークを構築し課題への対応を図ります。
3-2	障害福祉サービス事業所のネットワークの強化	それぞれの事業所の事例と利用者ニーズを共有、協議し、障害のある人に対する支援体制の充実を図ります。
3-3	障害福祉サービスの情報提供	広報やホームページ等を活用して、障害のある人のニーズに対応した障害福祉サービスの情報提供を行います。
3-4	家族等に対する支援体制の強化	障害のある人の個々のニーズを常に把握し、必要に応じた障害福祉サービスを提供出来るよう、出張相談会等、障害のある人や家族の支援体制の強化を図ります。
3-5	居宅介護サービスの充実	ヘルパーや居宅介護従事者の減少により、在宅障害者支援の対応が行き届かない状況も出てきていることから、障害者が地域で自立した生活ができるように、社会福祉協議会及び介護保険も含めた社会福祉法人等の福祉事業者と連携してヘルパーや居宅介護従事者の増員や居宅介護サービスの充実を図ります。
3-6	コミュニケーション支援事業の充実	視覚・聴覚障害者等の意志疎通支援として、手話通訳者等の派遣を実施します。また、社会福祉協議会と連携して手話奉仕員の育成や確保を図ります。
3-7	グループホーム設置数の拡大	施設から地域への移行を促進するため、行政と事業者間のネットワークを活用し、グループホームの整備支援や利用の促進を図ります。

4. 保健・医療の充実

A. 現状と課題

- ・保健・医療に関連する意見として、医療費の早期還付や窓口無料化などを求める声がありました。また、医療機関への通院時の移動支援などに関する意見がありました。
- ・精神疾患により医療や福祉サービスを必要とする人が増えていることから、ひきこもり相談センター「ここから」の周知やデイケアなど、町民の心の健康増進に努めることが必要となっています。
- ・障害のある人が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるよう、受診から在宅医療、介護まで含めた包括的ケア体制の構築が必要となっています。
- ・特に障害のある場合は、介護者の高齢化とともに、緊急の場合でも対応可能な、サービス利用支援が必要となっています。

B. 施策の方向

- ・市内の連携（福祉保健課、子育て支援課など）を図ることにより、小児期の障害の早期発見・早期療育の推進に努めます。
- ・成人期の発達障害やひきこもり等に、早期に対応できる体制を整備し、適切な支援につなげていくため各関係機関との連携の強化を図ります。
- ・在宅の障害児者やその家族が安心して生活できる在宅医療介護支援体制の整備を推進します。
- ・在宅医療や介護を支える人材育成を推進し、事業所の活動を支援します。
- ・緊急時の対応について、峡南圏域相談支援センターの周知を進めるとともに、緊急一時保護先の確保に努めます。
- ・町内の病院（富士川病院）への要望を町として提言していきます。
- ・医療費の公費助成制度の充実に努めます。
- ・障害の原因となる疾病等の予防に取り組むとともに、本人や家族の経済的負担を軽減し、障害児者の方の健康の保持と福祉の増進を図るため、医療費の公費助成制度を継続して行っていきます。
- ・ウィズコロナを踏まえた感染症対策として、障害者やその家族の方や事業所等に情報提供等を行います。

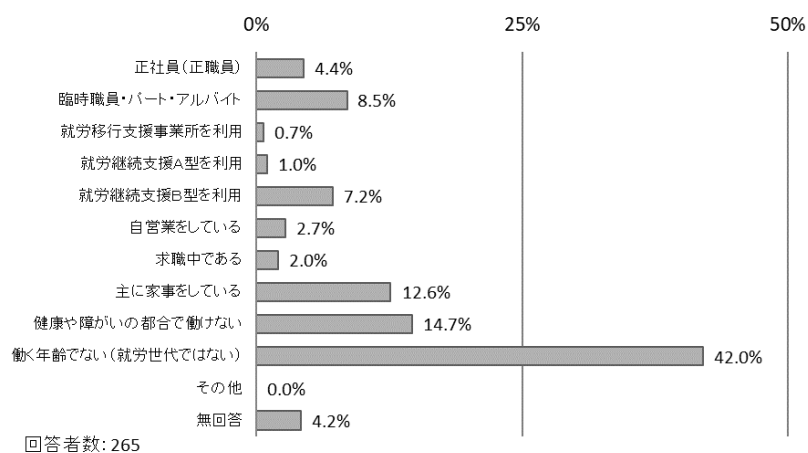
C. 主要な施策

No	施 策	取組内容
4-1	母子保健対策の充実	妊娠期、出産期、育児期などの訪問を通じて保健指導を行うとともに、障害の早期発見や早期治療に向けた相談支援を行います。
4-2	生活習慣病対策の推進	健康教育特定健診などの受診を促すことにより、健康の維持・増進を図ります。また、特定保健指導を通じて生活習慣病の予防対策を推進します。
4-3	公費助成制度の拡大	障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大など、制度改正に関する周知を図ります。
4-4	家庭訪問等による保健指導の充実	保健師が家庭を訪問して保健指導を行い、生活習慣の改善や健康維持、重症化予防を図ります。
4-5	医療費の助成（自立支援医療費、重度心身障害者医療費）	障害者の経済的負担を軽減するため、重度心身障害者等に対して医療費の一部を助成します。
4-6	成人の発達障害等への支援	成人期における発達障害の発見については、ひきこもり等との関連性が高いため、ひきこもり対策等他の支援事業と合わせて、より効率的・効果的な事業を推進します。
4-7	在宅医療介護支援体制の整備（地域包括支援システムの構築支援）	障害児者やその家族が安心して生活できるよう、町内の医療機関と連携し、医療から在宅医療介護について、高齢者福祉における地域包括ケアシステムとともに体制整備を進めます。このほか、圏域ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場（自立支援協議会）を継続的に実施していきます。
4-8	感染症に関する情報提供等	ウィズコロナを踏まえた感染症に対する取組として、新たな感染症が発生・流行した場合は、国や県等と情報連携・共有を図るとともに、障害者やその家族の方や事業所等に向けて情報提供等を行います。

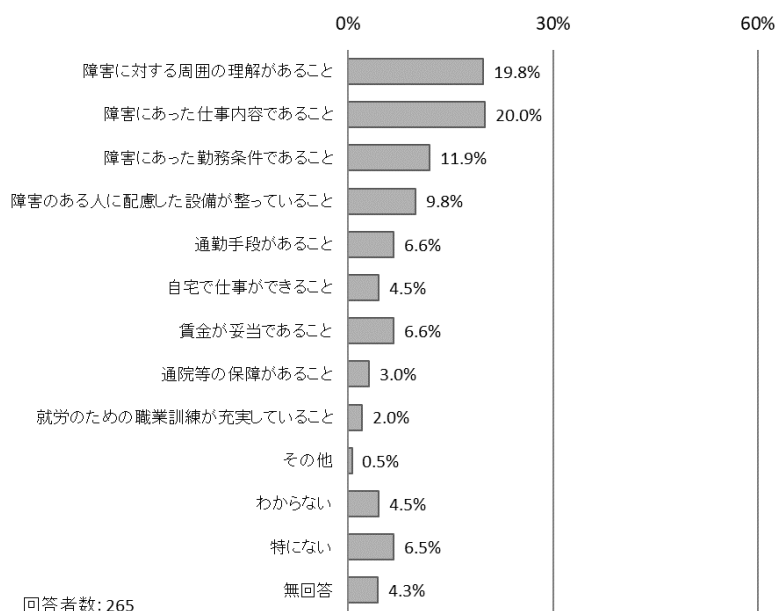
5. 雇用・就労の充実

A. 現状と課題

- ・現在の仕事について、「臨時職員・パート・アルバイト」が 8.5%、「正社員(正職員)」が 4.4%となっています。なお、「自営業」は 2.7%にとどまっています。
- ・「求職中である」「健康や障害の都合で働くことができない」を合わせると 16.7%となり、約 6 人に 1 人の方が、様々な理由で働いていないという状況となっています。



- ・障害のある人が働きやすくなるために必要な条件は「障害にあった仕事内容であること」(20%)が最多となっています。次いで「障害に対する周囲の理解があること」(19.8%)、「障害にあった勤務条件であること」(11.9%)と続いています。



- ・雇用・就労に関連する意見として、就労に関する相談窓口の充実、職場の障害のある人に対する理解、障害のある人の活躍できる雇用機会の拡大などを求める声がありました。
- ・今後は、正規雇用に向けた就労支援を行うとともに、障害のある人が働きやすい職場づくりを企業等に働きかけていく必要があります。

B. 施策の方向

- ・ 障害のある人がその適正や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、就労移行支援及び就労継続支援事業所を確保しながら、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携し、一人ひとりの希望に応じた職業相談の充実、及び就労機会の確保に取り組み就労支援を推進します。
- ・ 町内の就労移行支援及び就労継続支援の各事業所の特性に応じた支援を効果的に図れるよう、事業所間のネットワークを構築及び定期的な情報交換を行い、障害のある人の就労定着をさらに促進します。
- ・ 就労定着が図れるよう、就労後についても継続的に支援を行うとともに、就労支援ワーカーとの連携を進めます。
- ・ 障害のある人の就労を支援するため、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達を率先し、就労継続支援事業所の工賃向上に向けた取組を行います。
- ・ グループホームの整備や適切な職業指導の充実を図り、障害のある人の就労を促進します。
- ・ 短時間雇用の活用やテレワークの活用、農福連携の取り組みなど、障害のある人が活躍できる新たな雇用の創出に向けて県や事業所等との連携を図ります。

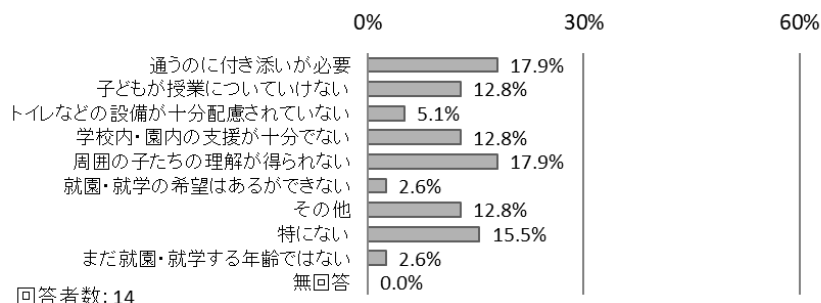
C. 主要な施策

No	施 策	取組内容
5-1	障害者雇用の拡大に向けた事業所に対する啓発	町内の企業に対して障害者雇用の理解や促進を啓発します。また、公共職業安定所等との関係機関と連携して、障害者雇用の拡大に向けた啓発活動を行います。
5-2	障害のある人の雇用	障害のある人の採用を視野に入れた町職員採用選考試験を実施し、本町における障害のある人の雇用を促進します。
5-3	就労支援の充実	就労移行支援や就労継続支援などを行う事業所を通じて、一般企業等への就労を希望する人に知識及び能力の向上のために必要な訓練等の実施を支援します。
5-4	障害者優先調達推進法の推進	障害者就労施設等から物品やサービス等を優先的に調達することで、就労する障害のある人の経済的自立を推進するため、毎年度調達方針を定めます。また庁内の幅広い部署からの調達の促進を図ります。
5-5	関係機関との連携による総合的な就労相談体制の確立	公共職業安定所や福祉事業所等の関係機関と連携して、障害者の就労を総合的に支援する体制を整備します。
5-6	事業所間のネットワーク構築	各事業所の特性や得意分野などを共有するとともに、情報交換の実施や協力関係の構築を図り、障害者の総合的な支援方法等の検討が行われることを促進し、利用者の就労支援及び就労定着の推進をさらに図ります。

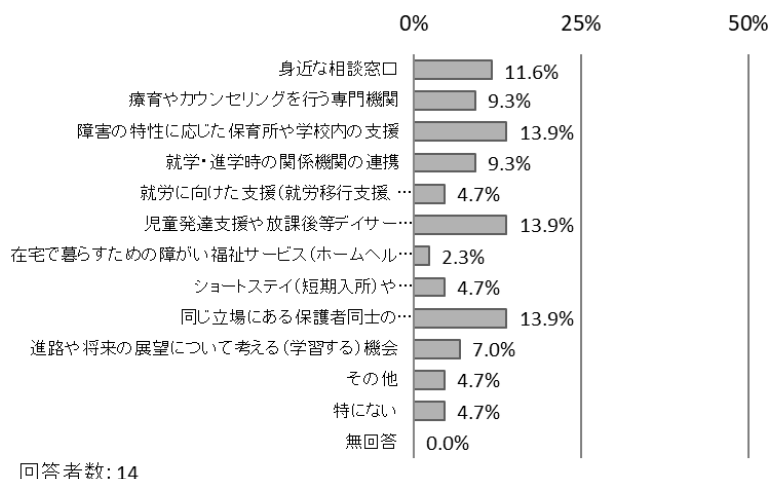
6. 障害児支援の充実（教育）

A. 現状と課題

- ・通園・通学の困りごとは「通うのに付き添いが必要」「周囲の子たちの理解が得られない」（いずれも 17.9%）が最多となっています。



- ・障害のある人や親の支援で不足していることは「障害の特性に応じた保育所や学校内の支援」、「児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害福祉サービス」、「同じ立場にある保護者同士の交流や情報交換の機会」（いずれも 13.9%）が最多となっています。



- ・障害児がどのような支援を受けられるのか情報が少ない。療育する家庭のサポートや親の相談を受けられるような所がもっとほしい。同じような子どもを育てている方々と交流する機会がほしいなどの意見がありました。
- ・障害や発達に遅れがある子どもを持つ保護者の療育不安解消を目的とし、関係機関と連携して、療育相談の充実を図ると共に、親同士の交流の機会を作ります。
- ・今後は、さらに通園・通学支援の充実を図るとともに、障害のある子どもの将来（進路）に向けた支援の充実などに取り組み、乳幼児時から成人期まで「途切れのない支援」の体制づくりを推進する必要があります。

B. 施策の方向

- ・「やまなし子ども、子育て支援条例」に基づき、障害のある全ての子どもたちの、一人ひとりのニーズに応じた教育活動の充実を図ります。
- ・町民が人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、文化芸術活動、スポーツ、またはレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。
- ・障害のある乳幼児児童生徒の社会参加と自立した生活を支援するため、障害の特性と教育的ニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うとともに、各関係機関と連携した交流及び共同学習の充実を図ります。
- ・障害者福祉会や障害児者と親の会（たんぽぽの会）等と連携し、常に困りごとやニーズを把握して施策に反映するよう取り組みます。

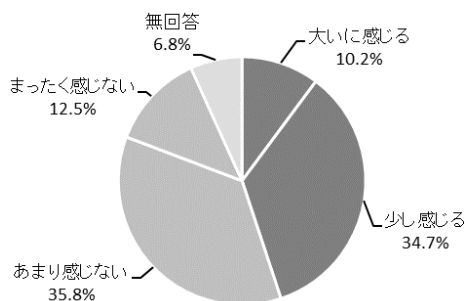
C. 主要な施策

No	施 策	取組内容
6-1	障害児の就学相談・指導体制の充実	就学相談や進路指導等の体制を整備することにより、障害のある子どもの将来や進路に向けた支援を充実します。
6-2	インクルーシブ教育の推進	障害のある子どもは、就学前の幼児期から適切な支援を行うことが重要であります。また、就学先については、障害の状態や教育的ニーズを踏まえ総合的な観点から支援体制を整えます。
6-3	福祉・保健・教育などの連携体制の強化	福祉事業者や医療機関、学校など関係機関との連携を強化し、障害のある子どもが乳幼児期から学校卒業後まで一貫して養育支援を受けられる体制を整えます。
6-4	文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーション活動の推進	共生社会の実現や障害のある子どもの健やかな成長のため、文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーション活動の開催支援や普及促進を推進します。
6-5	個別ケース会議による支援体制の促進	子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行うために、個別ケース会議の開催による支援体制を整備します。
6-6	通園、通学の移動支援体制の充実	保護者が働いている等の事情で支援学校への送迎ができない方に対して移動支援事業の利用を促進します。
6-7	緊急時一時預かりの推進	支援学校に通学する子どもの緊急一時預かりについて、町内の設置を推進します。また、就労事業所や地域活動支援センターで受け入れが可能であるか協議・検討を行います。
6-8	放課後等の支援の充実	障害のある子どもの家庭の負担を軽減するため、日中一時支援や放課後等デイサービスの内容の充実について、事業所に働きかけます。

7. 差別の解消及び権利擁護の推進

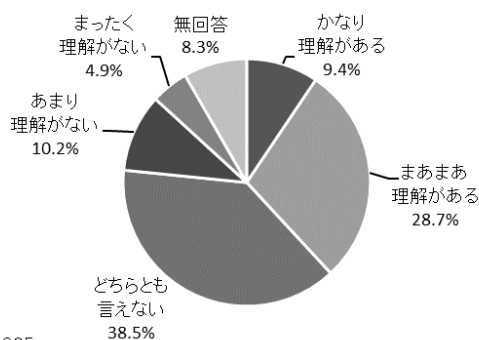
A. 現状と課題

- ・アンケート調査によると、差別や偏見を感じる」と回答した割合（「大いに感じる」と「少し感じる」の合計）が44.9%となっています。



回答者数: 265

- ・障害に対する町民の理解について、理解がないと回答した割合（「あまり理解がない」と「まったく理解がない」の合計）が15.1%となっています。



回答者数: 265

- ・差別や権利擁護に関する意見として、障害のある人に対する周囲の理解がないと感じている声がありました。
- ・今後は、町民が障害に対する理解を深められるよう、引き続き、地域や学校・企業などに対する啓発活動を行っていくことが必要です。
- ・障害のある人が、心豊かに生きがいを持って生活できるよう、社会参加支援や文化活動など各種活動の充実を図ります。
- ・福祉サービスの現場で、支援者が障害者虐待に至るのを防ぐため、研修や啓発を行うとともに、相談支援体制の充実につとめます。
- ・判断能力が十分でないため、契約や金銭管理が困難な障害者の権利や利益を保護し、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を周知し、適切な利用を支援していく必要があります。

B. 施策の方向

- ・ 障害者福祉の意識を高めるために啓発活動を推進し、障害及び障害のある人について正しい理解と認識の普及を図ります。また、発達障害や精神障害及び高次脳機能障害についても、正しい知識と理解の普及に努めます。
- ・ 障害者差別解消法の改正により、社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、合理的配慮における障害者差別の解消に向けた取組を推進します。
- ・ 障害者虐待防止法に基づき、障害のある人の権利擁護のための取組を推進します。
- ・ 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業及び成年後見制度の推進を図ります。

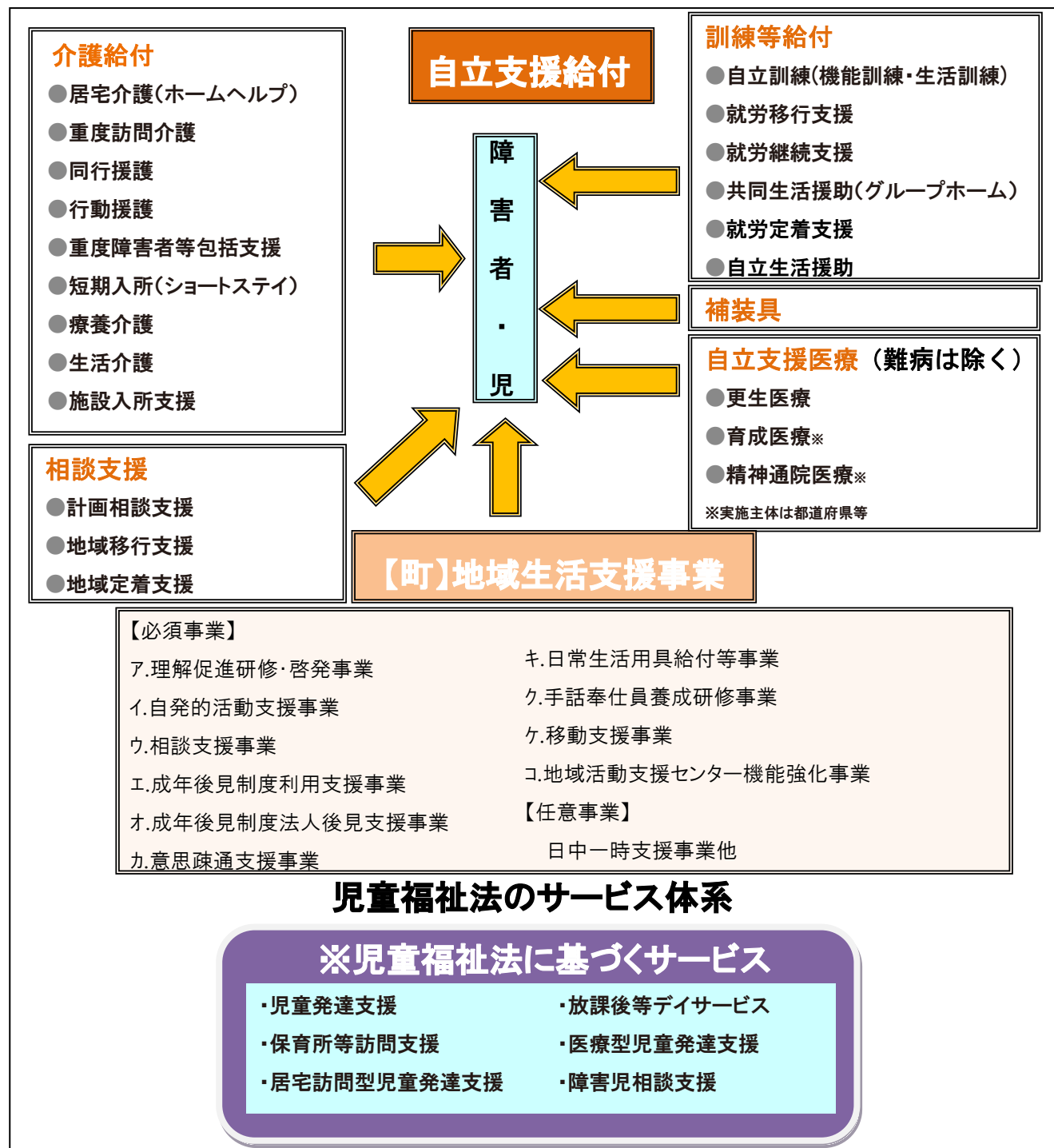
C. 主要な施策

No	施 策	取組内容
7-1	障害を理由とする差別の解消に向けた、町民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進	障害者差別解消法の改正により、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたことから、社会的障壁の除去を怠ることによって、権利侵害をすることがないように、必要な合理的配慮の提供について、広報、福祉だよりを活用した啓発活動を行います。
7-2	障害者相談窓口及び障害者虐待防止窓口の充実	障害を理由とする差別の解消を図るため、障害のある人の身近で当事者に寄り添った相談支援を行う「障害者差別地域相談員」を設置します。また、富士川町虐待等防止ネットワーク協議会により、関係機関との連携を更に強化し、虐待等の早期発見、早期対応、未然防止等の充実を図ります。
7-3	日常生活自立支援事業の利用促進	障害などで判断能力が十分でない人に対して、社会福祉協議会と連携して、日常生活自立支援事業の利用を促進します。
7-4	障害のある人へのコミュニケーション支援の充実	手話奉仕員養成を継続し、聴覚障害者への理解促進、コミュニケーション支援を図るとともに、ICT を利用した障害者のコミュニケーション支援について、山梨県障害者 IT サポートセンター等と連携して検討を進めます。
7-5	障害のある人のスポーツや文化芸術活動への支援推進	社会福祉協議会や福祉事業所と連携し、更にスポーツや文化芸術活動への取り組みを進めます。
7-6	CATV 等を活用した制度利用の情報発信と情報取得の推進	CATV による情報提供が町内全域で可能となったことから、テレビ等を通じて、制度利用の手続きを周知するとともに、障害のある方が情報の十分な取得が出来るように努めます。
7-7	事業者に対する指導助言	事業者に対して、障害者虐待防止研修等の受講や虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、指導助言を行い、意識の向上を図ります。
1-12 再掲	中核機関の設立による成年後見制度の利用促進	知的障害や精神障害のある人の権利擁護に向けて、制度の利用促進や中核機関、協議会によるより一層の充実を図ります。

第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係るサービス体系

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の指導の下で市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づく「障害児福祉サービス」に基づいて構成されています。



（２） 自立支援給付

自立支援給付は大きく①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具、⑤相談支援の5つに分かれます。

サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし、所得に応じて一定の負担上限を設定しています。

介護給付と訓練等給付

平成18年度から障害者自立支援法（平成25年4月から障害者総合支援法に名称変更）によるサービスが実施されています。それに伴い、障害の種別ごとに複雑に組み合わされていた施設・事業体系は「介護給付」にあたる居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援と「訓練等給付」にあたる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）の2種類の体系に再編されました。

平成30年度からは「訓練等給付」に、新たに就労定着支援、自立生活援助が加えられました。

自立支援医療

更生医療、育成医療、精神通院医療があります。

補装具

補装具の購入費または修理費が支給されます。利用者負担は、原則1割負担ですが、所得に応じて減免等負担額が変わる場合があります。

（３） 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条に基づき町が実施主体となる事業です。障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、地域での生活を支えるさまざまな事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら実施します。

地域生活支援業務のうち、「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」は、必須事業です。

また、「日常生活支援」「社会参加支援」「就業・就労支援」など、地域の実情に合わせて市町村の判断による任意事業を実施します。

今後も、地域のニーズに対応できるよう柔軟に取り組んでいきます。

（４） 児童福祉法に基づく障害児福祉サービス

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう、障害の種別や特性に応じた専門的かつ効果的な支援を提供する体制の構築を図ることを基本的な考え方としています。

- ・ 障害児相談支援
- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

10 障害福祉計画の基本的な考え方

● 障害福祉計画の基本的な考え方 ●

障害福祉計画・障害児福祉計画（以下、「障害福祉計画」という。）は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念をふまえ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる『共生社会』の実現を目指し、サービス提供の確保等を図るための計画です。

● 障害福祉計画に係る基本指針の主な内容 ●

1. 主なポイント

（１）施設入所者の地域生活への移行

令和８年度末における地域生活への移行者数については、令和４年度末時点の施設入所者の６％以上を目指します。また、令和８年度末の施設入所者については、令和４年度末時点の施設入所者から５％以上の削減を目指します。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を確保し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

（３）地域生活支援の充実

障害者の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行います。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

障害者の福祉施設利用者が、就労移行支援事業等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、一般就労につながるよう就労支援に取り組みます。

（５） 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築することや、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等について、取り組んでいきます。

（６） 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の検証・評価を行い、各機能の更なる強化・充実に向けた検討をしていきます。

（７） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービス事業者や町等における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取り組み体制の構築を目指します。

11 重点的な取り組みと数値目標

本計画では、障害者総合支援法の趣旨に鑑み、「①施設入所者の地域生活への移行」「②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「③地域生活支援の充実」「④福祉施設から一般就労への移行等」「⑤障害児支援の提供体制の整備等」「⑥相談支援体制の充実・強化等」「⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の7点を重点的な取組が必要な事項と捉え、令和8年度における数値目標を掲げて施策を推進します。

重点的な取り組み

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行することとしていますが、入所者の高齢化や障害者本人とその家族の思いとして、慣れ親しんだ場所での生活を望む傾向があり、環境が変化することへの不安などから、地域生活への移行はなかなか進んでいないのが現状です。入所者本人や家族の意向を確認し、障害のある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、入所施設や移行先となるグループホーム等との連携を図るなかで、多様で質の高い効果的なサービスが円滑に提供されるよう取り組みます。

目標達成のための方策

- ・介護給付（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援）及び訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）の提供基盤の計画的な整備
- ・地域生活支援事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等）の提供基盤の計画的な整備
- ・サービスの質の向上と権利擁護、成年後見制度の推進
- ・自立生活援助提供基盤（障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う）の計画的な整備
- ・地域移行支援、地域定着支援の推進

【令和8年度末の成果目標】施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
令和4年度末時点の入所者数(A)	36人	○令和4年度末の施設入所者数(A)
令和8年度末時点の入所者数(B)	34人	○令和8年度末の施設入所者数(B)
【目標値】 地域生活移行者数(C)	3人 (8.3%)	○施設入所者からGH、一般住宅等へ移行した者の数(C) ○地域移行の割合($C/A \times 100$)【国目標：6%以上】
【目標値】 入所者数削減見込(D)	2人 (5.6%)	○入所者数削減見込($D=A-B$) ○削減割合($D/A \times 100$)【国目標：5%以上】

（２） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害を含む障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、圏域ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場（自立支援協議会）を継続・実施していきます。

目標達成のための方策

- 保健所、峡南圏域基幹相談支援センターを中心とした協議の場の継続実施
- 社会福祉協議会との連携

【令和8年度末の成果目標】

項 目	数 値	備 考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回／年	○令和8年度末時点
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	14人	○令和8年度末時点
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年	○令和8年度末時点

（３） 地域生活支援の充実

本町では、障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応・専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、令和元年度に峡南圏域で地域生活拠点等を整備しました。今後は、その機能の充実を図るため、その運用状況について検証及び検討をしていきます。

目標達成のための方策

- 障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」の暮らしを支えるための居住支援の拠点設置
- 峡南圏域基幹相談支援センターによる地域生活拠点等の機能充実に向けた検証・検討

【令和8年度末の成果目標】

項 目	数 値	備 考
地域生活拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	12回／年	○令和8年度末時点

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人がその適性と能力に応じて、できるだけ就労の場につき職業を通じて社会参加することができるよう、福祉・労働・教育などが連携して取り組むことが必要であることから、障害のある人の就労支援に重点的に取り組むとともに、関係機関と連携し、企業に障害者雇用を働きかけ、障害のある人の働く場の創出を進めます。

また、一般就労へ移行した障害のある人が、継続的に勤められるように、就労定着支援の提供を推進します。

目標達成のための方策

- ・ 就労移行支援や就労継続支援などの一般就労に向けての事業所の整備の推進
- ・ 就労定着支援（就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス）の支援体制の充実
- ・ 障害者就業・生活支援センター等による就労及び日常生活、社会生活上の支援を通じた職業生活の自立促進
- ・ 訓練等給付事業を実施する事業者、公共職業安定所、障害者職業能力開発校、山梨障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等、各関係機関の連携による就労支援体制の充実
- ・ 就労移行支援事業等の利用促進
- ・ 一般企業等への就労を希望する障害者に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施

【令和8年度末の成果目標】福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	備 考
令和3年度の 一般就労移行者数(A)	0人	○令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(A)
【目標値】 令和8年度の 一般就労移行者数(B)	5人 (-)	○令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数(B) ○倍率(B)/(A) 【国目標:1.28倍以上】

【令和8年度末の成果目標】就労移行支援事業所から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
令和3年度の 就労移行支援事業所 からの一般就労者数 (A)	0人	○令和3年度において就労移行支援事業所から一般就労した者の数(A)
【目標値】 令和8年度の 就労移行支援事業所 からの一般就労者数 (B)	3人 (1.5%)	○令和8年度において就労移行支援事業所から一般就労した者の数((見込み)B) ○倍率(B)/(A) 【国目標:1.31倍以上】

【令和8年度末の成果目標】就労継続支援A型事業所から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
令和3年度の 就労継続支援A型事業 所からの一般就労者数 (A)	0人	○令和3年度において就労継続支援A型事業所から一般就労した 者の数(A)
【目標値】 令和8年度の 就労継続支援A型事業 所からの一般就労者数 (B)	1人 (-)	○令和8年度において就労継続支援A型事業所から一般就労した 者の数((見込み)B) ○倍率(B)/(A) 【国目標:1.29倍以上】

【令和8年度末の成果目標】就労継続支援B型事業所から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
令和3年度の 就労継続支援B型事業 所からの一般就労者数 (A)	0人	○令和3年度において就労継続支援B型事業所から一般就労した 者の数(A)
【目標値】 令和8年度の 就労継続支援B型事業 所からの一般就労者数 (B)	1人 (-)	○令和8年度において就労継続支援B型事業所から一般就労した 者の数((見込み)B) ○倍率(B)/(A) 【国目標:1.28倍以上】

【令和8年度末の成果目標】就労定着支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
令和8年度の 就労移行支援事業等による 一般就労者数(A)	2人	○令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者 の数(A)
【目標値】 一般就労者のうち就労定着支 援事業利用者数(B)	0人 (-)	○令和8年度における就労定着支援事業利用者の数(B) ○就労定着支援事業利用者の割合(B/A) 【国目標:7割以上】

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図り、障害児に対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保を図ります。

現在、峡南圏域で児童発達支援センターを設置しています。

令和8年度までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を峡南圏域で1か所確保することを基本目標とします。

町では、峡南圏域で医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置しています。

令和6年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーター配置の充実を図ります。

目標達成のための方策

- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置
- 児童のニーズに合わせた支援体制の強化

【令和8年度末の成果目標】児童発達支援センター設置数

項 目	数 値	備 考
令和3年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	1か所	○令和3年度末の児童発達支援センターの設置数
【目標値】 令和8年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	1か所	○令和8年度末の児童発達支援センターの設置数
うち圏域で設置する場合	1か所	○令和8年度末の児童発達支援センターの設置数のうち圏域で設置する場合

【令和8年度末の成果目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	数 値	備 考
令和3年度末時点の保育所等訪問支援サービス提供事業所数	1か所	○令和3年度末の保育所等訪問支援サービス提供事業所数
【目標値】 令和8年度末時点の保育所等訪問支援サービス提供事業所数	1か所	○令和8年度末の保育所等訪問支援サービス提供事業所数(1か所以上)
うち圏域で設置する場合	1か所	○令和8年度末の保育所等訪問支援サービス提供事業所数のうち圏域で設置する場合

【令和8年度末の成果目標】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数

項 目	数 値	備 考
令和3年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	○令和3年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数
【目標値】 令和8年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	○令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数
うち圏域で設置する場合	1か所	○令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数のうち圏域で設置する場合

【令和8年度末の成果目標】重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

項 目	数 値	備 考
令和3年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	1か所	○令和3年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 令和8年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	2か所	○令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
うち圏域で設置する場合	1か所	○令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数のうち圏域で設置する場合

【令和8年度末の成果目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

項 目	数 値	備 考
【目標値】 令和8年度末時点の圏域での協議の場	1か所	○令和8年度末の圏域における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置状況

【令和8年度末の成果目標】医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

項 目	数 値	備 考
令和3年度末時点の医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数	1人	○令和3年度末時点の医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数
【目標値】 令和8年度末時点の医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数	4人	○令和8年度末時点の医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数
うち圏域で設置する場合	4人	○令和8年度末時点の医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数のうち圏域で設置する場合

（６） 相談支援体制の充実・強化等

障害のある人やその家族のさまざまな相談に一元的に対応し、ニーズに対する迅速な対応を図るため、相談窓口の充実や、解決しにくい複合的なニーズが発生した場合にも対応できるよう相談支援・ケア体制の充実に取り組みます。

また、障害者支援に関わる関係機関の連絡調整や支援体制の課題などに関する協議を行う自立支援協議会では、相談業務の現状、課題、支援方法等の情報共有を図り、課題解決、支援体制の強化に取り組みます。

峡南圏域相談支援センターの役割は、障害のある人や介護するご家族が、安心してこの地域で生活するために、障害に関わることすべての相談支援を行うことです。また、障害福祉サービスを利用しようとする人に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業所との連絡調整等を行います。

目標達成のための方策

- 相談支援専門員の人材の育成・確保
- 相談支援事業所との連携の強化

【令和8年度末の成果目標】 相談支援体制の充実・強化等

項 目		数 値	備 考
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20件／年	○令和8年度末時点
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	20件／年	○令和8年度末時点
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	2回／年	○令和8年度末時点
	協議会の専門部会の実施回数(頻度)	2回／年	○令和8年度末時点

（７） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念等を念頭に置いた上で、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのため、山梨県が実施する研修への職員の積極的な参加や障害福祉サービス等の請求状況などを確認する障害者自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。

目標達成のための方策

- 障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているかを検証するため、障害福祉サービス等の利用状況の把握

【令和8年度末の成果目標】 障害福祉サービス等の質を向上するための取組

項 目	数 値	備 考
【目標値】 山梨県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	1名	○令和8年度末時点
【目標値】 障害者自立支援システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施 12回／年	○令和8年度末時点

12 障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策

1. 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

[居宅介護]

- 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

[重度訪問介護]

- 重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障害のある人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供するものです。

[同行援護]

- 重度の視覚障害により移動が困難な障害者等に、外出時に同行して移動の支援を行うサービスです。

[行動援護]

- 知的障害または精神障害により、外出時に生じ得る危険や混乱を回避することが困難な障害者に、移動中の介護、食事などのサービスを提供するものです。

[重度障害者等包括支援]

- 常時介護を必要とする障害のある人で介護の必要の程度が著しく高い場合に、個別支援計画に基づき、居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的に提供するものです。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
居宅介護 重度訪問介護	時間分/月	477	481	487	492	496
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	41	41	42	42	43

◆ 現状の課題及び問題点

利用者は増加傾向にあり、介護保険と併用で利用する方も増えています。また、サポートを受け在宅生活を希望する利用者が増えています。

居宅介護を受け入れる事業所は、介護保険の事業所と兼務して対応されています。しかし、居宅介護を行う従業者の高齢化により介護職員が不足しており、在宅支援に支障をきたしています。

今後、社会福祉協議会で実施する新規従事者の養成講習会などにより人材を育成し、受講した方を就労に結び付けていく必要があります。さらに、特に精神疾患の方については対応が難しく専門的な対応ができない状況が続いています。

同行援護や行動援護の対応できる事業所が峡南圏域に少なく、利用者は移動支援に頼っている状況であります。ここでも、人材育成が必要となっています。

（２） 日中活動系サービス

[短期入所]

- 入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供するものです。
- 居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人等が対象となります。
- 障害者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
短期入所（福祉型）	人日分/月	66	67	67	68	69
	人	10	10	10	10	10
短期入所（医療型）	人日分/月	7	7	7	7	7
	人	1	1	1	1	1

◆ 現状の課題及び問題点

短期入所については、利用する方が多いため、施設での受け入れが困難になっています。また、緊急入所希望の方の待機事業となっている状況もみられています。

介護者の緊急の用事等で利用する児童も増えつつあります。

[生活介護]

- 事業所において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供、その他の身体機能または生活機能の向上のために必要な援助を行うサービスです。
- 常時介護が必要な障害のある人で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
生活介護	人日分/月	1,024	1,034	1,045	1,055	1,066
	人	56	57	57	58	58

◆ 現状の課題及び問題点

峡南圏域では生活介護事業所が少なく、希望者が利用できない状況が続いていました。令和元年には、新たに町内に1箇所事業所が設置されたことにより、必要とされる方の利用が増加しました。

現在、重度障害者の日中活動の場は主に町外の事業所となっている状況であり、重度障害者の在宅生活を支える日中活動の場としてさらなる整備が必要となっています。

[療養介護]

- 医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護等の世話を行います。
- 病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者で筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって障害支援区分6、または筋ジストロフィー患者または重度心身障害者であって障害支援区分5以上の場合に対象となります。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
療養介護	人	1	1	1	1	1

◆ 現状の課題及び問題点

受け入れ病院が山梨県内に少ないため、利用が伸び悩む原因となっています(山梨県内においては、独立行政法人国立病院機構甲府病院と県立あけぼの医療福祉センターの2か所のみ)。

重度障害者等の在宅生活支援を充実させるため、今後も病院等への働きかけが必要となっています。

[自立訓練(機能訓練)]

- 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供するものです。
- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害のある人が対象となります。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
自立訓練（機能訓練）	人日分/月	3	3	3	3	3
	人/月	1	1	1	1	1

◆ 現状の課題及び問題点

峡南圏域には機能訓練事業所がないため、身体障害者では機能訓練を必要とする方の多くが医療機関等のリハビリへ通所しています。

県内においても機能訓練事業所が少なく、障害のある人が利用を希望しても利用できない状況が続いており、峡南圏域自立支援協議会においても継続した検討課題となっています。

現状では、機能訓練事業所の設置は難しい状況ですが、町内外の事業者などと協議や交渉をしていきます。

[自立訓練（生活訓練）]

- 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、日常生活を営むために必要な訓練等のサービスを提供するものです。
- 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害のある人、精神障害のある人が対象となります。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	31	31	32	32	32
	人/月	2	2	2	2	2

◆ 現状の課題及び問題点

自立訓練（生活訓練）については、保護者の高齢化とともに、知的障害者等を中心に需要が増加していくと思われます。しかし、峡南圏域には自立訓練事業所がないため、圏域内への事業所の設置が望まれます。

[就労移行支援]

- 定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供するものです。

- 一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障害のある人が対象となります。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
就労移行支援	人日分/月	53	54	54	55	55
	人/月	3	3	3	3	3

◆ 現状の課題及び問題点

支援学校卒業後に就労移行または就労継続支援事業の利用を希望する場合には、まず就労移行支援事業を利用することが原則となっています。しかし、富士川町内には就労移行支援事業所がなく、利用者は町外の事業所に通所しています。今後は、町内に就労移行支援事業所の設置が望まれます。

[就労継続支援（A型）]

- 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供するものです。
- 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障害のある人が対象となります。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
就労継続支援（A型）	人日分/月	195	197	199	201	203
	人/月	13	13	13	13	14

◆ 現状の課題及び問題点

町内には、就労継続支援（A型）事業所が1事業所設置されており、支援学校卒業生が就労移行支援を利用した後に就労継続支援（A型）事業所に通所することが可能となっています。また、就労継続支援（A型）事業所から一般就労を目指す人が出てきています。

今後も障害者の一般就労を支援するため、就労継続支援（A型）事業所の整備推進がさらに必要となります。

[就労継続支援（B型）]

- 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害のある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等

や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった障害のある人が対象となります。

- 雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供するものです。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
就労継続支援（B型）	人日分/月	1,428	1,442	1,457	1,471	1,486
	人/月	112	113	114	115	117

◆ 現状の課題及び問題点

障害者に加えてひきこもりの人たちの支援に対象が広がったことや、発達障害や軽度知的障害などがある人たちの支援学校卒業後の進路先としてニーズが高いことにより、利用者は増加傾向にあります。町内には現在 6 事業所があり、今後も利用者の増加が見込まれます。

個々のニーズに合わせた専門的支援が必要であることから、支援内容の選択肢の幅の拡がりが求められています。

各事業所間及び行政との連携がさらに求められています。

[就労定着支援]

- 就労移行支援等の障害福祉サービスの利用後、一般就労した人が職場に定着できるよう、就労に伴う環境変化による生活面の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
就労定着支援	人分	1	1	1	1	1

◆ 現状の課題及び問題点

一般就労した人が長く職場に定着できるよう、生活リズムや体調管理など、働くことの基盤となる日常生活で生じる様々な課題にきめ細かく対応し、一人ひとりに応じた関わりや就労先の企業・関係機関との緊密な連携が必要です。

平成 30 年度に新たに創設されたサービスで、現在峡南圏域には事業所がないため、サービスの提供体制の確保が望まれます。

(3) 居住系サービス

[自立生活援助]

- 入所施設やグループホームで生活している人が居宅等に住居を移して、自立した生活を送っていくために必要な情報の提供と助言等の支援を行います。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
自立生活援助	人分	1	1	1	1	1

◆ 現状の課題及び問題点

今後一人暮らしを始める人に実際に生活する環境の中で生じる不安やトラブルへの対応や利用者が自ら工夫して暮らしていくための様々な支援を行うサービスであり、今後の活用が見込まれます。

平成30年度に新たに創設されたサービスで、現在峡南圏域には事業所がないため、サービスの提供体制の確保が望まれます。

[共同生活援助（グループホーム）]

- 主に就労または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害のある人及び精神障害のある人で、地域において自立した日常生活を営む上で、一人暮らしをするには不安のある方に対し、グループホームにおいて相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
共同生活援助	人分	15	15	15	15	16

◆ 現状の課題及び問題点

保護者等の高齢化により、障害のある人が地域生活を継続するための共同生活援助の拡充が必要となっています。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域移行支援が進む中、令和2年4月には町内にグループホームが新たに1か所設置され、町内には現在4か所のグループホームが設置されています。必要とされる人に、必要な福祉サービスが提供できる体制の整備が進められています。

[施設入所支援]

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援(B型)の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつまたは食事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施するものです。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
施設入所支援	人分	36	36	37	37	37

◆ 現状の課題及び問題点

介護者の高齢化や障害の重度化により、施設入所希望者が増加してきています。

今後は、さらに在宅支援の充実を図るとともに、できるだけ長く地域で生活するための支援や適切な施設入所支援を行う必要性が高まっています。

(4) 相談支援

[相談支援事業]

- 自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人等を対象として、個別の支援プログラムを作成するものです。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
相談支援実人数	人/年	82	83	84	84	85
相談支援延件数	件/年	2,318	2,341	2,365	2,388	2,412

◆ 現状の課題及び問題点

基礎的事業の相談支援事業については、峡南圏域相談支援センター（社会福祉法人くにみ会）に委託しており、年々相談件数は増加しています。令和4年度は、2,318件（富士川町）の相談がありました。

障害福祉サービス利用者の増加に伴い、相談支援専門員の人材育成や人材確保等、サービス利用計画を作成できる事業所の充実が必要になってきています。

[計画相談支援]

- 計画相談支援は、障害福祉サービス等の利用計画の作成を支援します。

[地域移行支援]

- 地域移行支援は、施設・病院から地域へ、住居の確保など地域生活に移行するための相談支援は重点的な取り組みとなります。

[地域定着支援]

- 地域定着支援は、病院から在宅に戻り、地域生活が不安定な方、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
計画相談支援	人/月	167	169	170	172	174
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0

※ 計画相談支援は、サービス利用計画作成費の支払の有無の数値となっています。

（５） 障害児支援

- 障害のある児童が通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を受けます。
- 就学している障害のある児童が、授業の終了後または休業日に通い、社会との交流の促進、生活能力の向上のために必要な訓練を受けます。
- 障害のある児童が通う保育所等を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

実績及び見込み量	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
児童発達支援	人日分/月	53	55	56	58	60
	人/月	4	4	4	4	5
医療型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分/月	360	371	382	393	405
	人/月	33	34	35	36	37
保育所等訪問支援	人日分/月	3	3	3	3	3
	人/月	6	6	6	7	7
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	26	27	28	28	29

(6) サービスの見込み量

【サービス見込量一覧】

実績及び見込み量		単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 目標数値
訪問系	居宅介護	時間分	447	451	456	461	465
	重度訪問介護		30	30	31	31	31
	同行援護		0	0	0	0	0
	行動援護		0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0
	計		477	481	487	492	496
日中活動系	生活介護	人日分	1,024	1,034	1,045	1,055	1,066
	自立訓練（機能訓練）		3	3	3	3	3
	自立訓練（生活訓練）		31	31	32	32	32
	就労移行支援		53	54	54	55	55
	就労継続支援（A型）		195	197	199	201	203
	就労継続支援（B型）		1,428	1,442	1,457	1,471	1,486
	短期入所（福祉型）		66	67	67	68	69
	短期入所（医療型）		7	7	7	7	7
	療養介護	人	1	1	1	1	1
	就労定着支援		1	1	1	1	1
居住系	自立生活援助	人	1	1	1	1	1
	共同生活援助		15	15	15	15	16
	施設入所支援		36	36	37	37	37
相談支援	計画相談支援	人	167	169	170	172	174
	地域移行支援		0	0	0	0	0
	地域定着支援		0	0	0	0	0
	計		167	169	170	172	174
児童発達支援	児童発達支援	人日分	53	55	56	58	60
	医療型児童発達支援		0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス		360	371	382	393	405
	保育所等訪問支援		6	6	6	7	7
	居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0
	障害児相談支援	人	26	27	28	28	29

2. 見込み量確保のための方策

[訪問系サービス]

- 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの提供主体の確保に努めます。特に、現状では精神障害のある人や重度障害のある人に対するサービス提供主体は少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障害福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制を拡充します。
- 精神障害のある人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供を充実し、精神障害のある人のサービスの利用を促進します。
- ホームヘルパー資格等を持ちながらも就業していない人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保を支援します。
- ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるように働きかけます。
- 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。
- 福祉施設から地域生活への移行や障害のある人の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられることから、引き続き必要な人が必要となときに利用できるよう、それぞれの障害特性に配慮した訪問系サービスの質の確保を促進します。

[日中活動系サービス]

- 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- それぞれの施設の利用者のニーズや施設が今まで培ってきた活動の状況を把握し、それらを踏まえながら計画的に支援します。
- 利用者のニーズを把握してサービス量の充実に努めるとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう環境づくりを進めます。
- 今後の基盤整備については、新規施設の整備だけでなく、既存施設の増床や空き施設の利用など社会資源を活用した整備を検討します。
- 日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、途切れることなく他のサービスによる支援ができる体制を構築します。
- 峡南圏域自立支援協議会を核として、県、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、支援学校、就労移行支援事業者、企業（特定子会社等）など、就労関

係団体・機関との連携を強化し、就労支援ネットワークを構築します。

- 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業に対して、法定雇用率や障害のある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置などの継続的な周知を実践します。
- 就労移行支援の利用者の働く場の拡大のため、町における障害者の働く場の創出と障害者雇用率の遵守と障害のある人の計画的な雇用を進めます。
- 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、毎年調達方針を作成し、優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達することで、障害者就労施設で就労する障害者の自立促進を図り、就労機会の拡充や工賃の向上に努めます。
- 就労定着支援の利用者には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。
- 地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における障害者等の受入等を円滑に行うことができるよう、地域の事業所等との連携体制の構築を図ります。

[居住系サービス]

- 居住系サービスの施設整備は、峡南圏域自立支援協議会を核として、県及び圏域内の市町村とも協議しながら推進・調整していきます。
- 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 峡南圏域自立支援協議会や利用者等との協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。
- 町内あるいは近隣市町村で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、町内におけるグループホームの設置を促進し、立ち上げる際の協力を図ります。
- 障害のある人のグループホームについて、峡南圏域自立支援協議会と共に、町内外の医療機関や社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- 入所者の決定には、入所待機者のうちで、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先します。

- 自立生活援助の導入に伴い、グループホームの積極的な地域移行を推進し地域生活を継続できるように支援します。
- 精神科病院や入所施設との連携を図るとともに、障害福祉サービスの利用等により、病院・施設からグループホーム等地域生活への移行を促します。

[障害児サービス]

- 地域で生活する障害児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介、障害児支援利用計画作成のための情報の発信等を行っていきます。
- 障害の特性を踏まえて、質の高い支援を提供できるよう、子育て、教育・福祉等の関係機関が連携しながら体制整備を進めていきます。
- 医療的ケア児支援の協議の場を活用し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心とした保健、医療、障害福祉、保育、教育などの連携体制の構築に努めます。

[その他のサービス]

- 障害のある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど体制の充実を図ります。
- 当事者相談システム（ピアカウンセリングシステム）による、相互相談方式の導入について検討します。
- 入院患者の退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。

13 地域生活支援事業の見込み量と見込み量確保のための方策

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

- 障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
- 広報や福祉対話集会、各種イベント時を利用して、啓発活動を行います。
- 障害者の働く場を拡大し、理解を深めます。

(2) 自発的活動支援事業

- 障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
- ピアサポーターとの連携により、障害者等やその家族が悩みを共有することや、情報交換のできる交流会を支援します。
- たんぽぽの会や障害者福祉会の活動が円滑に行えるよう支援します。
- 社会福祉協議会との連携により障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援します。

(3) 相談支援事業

- 富士川町では、平成19年4月より設置されました峡南圏域相談支援センターに合併時より障害児者の相談支援を委託し、365日24時間体制で相談を受けています。地域の障害児者及び保護者等からの相談は年々利用者が増加しており、特に知的障害児者や精神障害者の方々からの相談支援が急増しています。また、平成24年度からは障害者虐待防止法の通報窓口として委託し、対応の充実を図っています。
- 峡南圏域相談支援センターでは、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域で障害のある人を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で構成する「地域自立支援協議会」を設置し、地域関係機関との連携を強化しています。
- 障害の種類に関わらず対応できる幅広い知識を備えた相談員や障害別による専門性の高い相談にも対応できる相談員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- 障害者団体等の協力のもと、ピアカウンセリングの導入を検討します。
- 地域の身近な相談員として期待される民生委員に、障害者理解のための研修等へ

の参加を促進します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

- 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等とも連携していきます。

実績及び見込み量	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和8年度 〔目標数値〕
	箇所	箇所	箇所	箇所
理解促進研修・啓発事業	1	1	1	2
自発的活動支援事業	2	2	2	2
相談支援事業				
障害者相談支援事業	1	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	0	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	0	0	0	1

(6) 意思疎通支援事業

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
- 意思疎通支援事業を山梨県立聴覚障害者情報センターに委託して、利用者に適切なサービスを提供するよう努めています。
- 県などと連携して登録手話通訳者の研修等を行い、資質の向上を図ります。

実績及び見込み量	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和8年度 〔目標数値〕
	利用件数	利用件数	利用件数	利用件数
意思疎通支援事業	51	63	70	70

(7) 日常生活用具給付等事業

- サービスを必要としている障害のある人に、適切な用具が給付もしくは貸与できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めます。
- 事業者に対しても情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- 障害者の在宅生活を支援するために、ニーズに合わせて柔軟に対応します。

実績及び見込み量	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和8年度 〔目標数値〕
	利用件数	利用件数	利用件数	利用件数
日常生活用具給付等事業	369	343	405	426
介護・訓練支援用具	0	1	2	1
自立生活支援用具	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	1	1	1	2
情報・意思疎通支援用具	2	0	1	1
排泄管理支援用具	365	340	400	420
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0	0	0	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

- 手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得したものを養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援します。
- 手話奉仕員要請研修事業は、社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成研修を行っています。

実績及び 見込み量	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)		令和8年度 〔目標数値〕	
	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
手話奉仕員養成研修事業	35	15	40	14	40	24	40	25

(9) 移動支援事業

- 障害のある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知を図ります。
- 障害者がグループで移動しやすいように、これまでにグループ支援を創出しました。また、車両移送（福祉車両貸出）事業も実施し、個々のニーズに対応してい

ます。

- 移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害のある人へ、適切にサービスが提供できる体制を確保します。
- 事業者に対する情報提供を充実し、多様な事業者の参入促進を図ります。
- 障害のある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

実績及び 見込み量	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (見込み)			令和8年度 〔目標数値〕		
	箇所	利用 件数	利用 時間	箇所	利用 件数	利用 時間	箇所	利用 件数	利用 時間	箇所	利用 件数	利用 時間
移動支援事業	13	40	2,723	13	41	2,006	13	48	2,400	15	50	3,000

※移動支援に車両移送型支援を追加した数字になっています。

(10) 地域活動支援センター事業

- 地域の実情に応じ、創作的活動または生活活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ります。
- 地域活動支援センターで自立支援給付事業を行うことにより、より障害のある人等の地域生活支援の強化を図ります。

実績及び 見込み量	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (見込み)			令和8年度 〔目標数値〕		
	箇所	実利用 者数	利用延 件数	箇所	実利用 者数	利用延 件数	箇所	実利用 者数	利用延 件数	箇所	実利用 者数	利用延 件数
地域活動支援 センター	2	7	1,169	2	7	1,181	2	6	1,299	2	6	1,728

2. 任意事業

(1) 日常生活支援

[訪問入浴サービス事業]

- 地域における身体障害者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

実績及び見込み量	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)		令和8年度 〔目標数値〕	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
訪問入浴サービス事業	0	0	0	0	0	0	1	1

[自動車運転免許取得費助成事業]

- 身体障害のある人に自動車運転免許の取得にかかる費用の一部を助成します。

実績及び見込み量	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和8年度 〔目標数値〕
	利用者	利用者	利用者	利用者
自動車運転免許取得費助成事業	0	0	0	1

[自動車改造費助成事業]

- 身体障害のある人に自動車の改造にかかる費用の一部を助成します。

実績及び見込み量	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和8年度 〔目標数値〕
	利用者	利用者	利用者	利用者
自動車改造費助成事業	0	0	0	1

[日中一時支援事業]

- 障害のある人の家族の円滑な就労や、日常的な介護からの一時的な休息を支援するため、障害のある人の日中活動の場を確保し、見守りや社会へ復帰するための日常的な訓練などを行う日中一時支援事業を実施し、多様な事業者の参入促進を図ります。

実績及び見込み量	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (見込み)			令和8年度 〔目標数値〕		
	箇所	実利用者数	利用延回数	箇所	実利用者数	利用延回数	箇所	実利用者数	利用延回数	箇所	実利用者数	利用延回数
日中一時支援事業	11	21	1,570	14	26	1,432	14	28	1,600	17	35	2,000

[巡回支援専門員整備]

- 子育て支援課による、保育所等の子どもやその親への相談活動を支援し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ります。

実績及び見込み量	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (見込み)			令和8年度 〔目標数値〕		
	箇所	実利用者数	利用延回数	箇所	実利用者数	利用延回数	箇所	実利用者数	利用延回数	箇所	実利用者数	利用延回数
巡回支援専門員整備事業	4	18	5	5	24	6	5	24	6	5	25	5

[社会参加支援]

- スポーツや文化芸術活動を通じて社会参加を促進するスポーツ・レクリエーション教室、文字による情報入手が困難な方のための点字・声の広報等発行事業を実施します。

実績及び見込み量	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)		令和8年度 〔目標数値〕	
	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数
社会参加支援事業	21	0	21	0	22	62	22	60
芸術文化活動振興事業	0	0	0	0	1	62	1	60
点字・声の広報等発行事業	21		21		21		21	

[障害児者安心生活支援事業]

- 障害児者が同居家族等の急な疾病その他の理由により、在宅生活が一時的に困難となった場合に、当該障害児者を緊急的に援助、保護等できる居室を確保することにより、障害児者及び同居家族等の福祉の向上を図ります。

実績及び見込み量	令和3年度		令和4年度		令和5年度 (見込み)		令和8年度 〔目標数値〕	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
障害児者安心生活支援事業	4	0	4	1	4	0	4	1

(2) 各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込み量

【地域生活支援事業実績及び見込み量一覧】

実績及び見込み量	令和3年度			令和4年度			令和5年度 (見込み)			令和8年度 [目標数値]		
	箇所	(件数)	利用者数	箇所	(件数)	利用者数	箇所	(件数)	利用者数	箇所	(件数)	利用者数
必須事業												
ア 理解促進研修・啓発事業	1			1			1			2		
イ 自発的活動支援事業	2			2			2			2		
ウ 相談支援事業												
障害者相談支援事業	1			1			1			1		
地域自立支援協議会	1			1			1			1		
エ 成年後見制度利用支援事業	0			0			0			1		
オ 成年後見制度法人後見支援事業	0			0			0			1		
カ 意思疎通支援事業			51			63			70			70
キ 日常生活用具給付等事業			369			343			405			426
① 介護・訓練支援用具			0			1			2			1
② 自立生活支援用具			1			1			1			1
③ 在宅療養等支援用具			1			1			1			2
④ 情報・意思疎通支援用具			2			0			1			1
⑤ 排泄管理支援用具			365			340			400			420
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)			0			0			0			1
ク 手話奉仕員養成研修事業	35		15	40		14	40		24	40		25
ケ 移動支援事業	13	40	2,723	13	41	2,006	13	48	2,400	15	50	3,000
コ 地域活動支援センター事業	2	7	1,169	2	7	1,181	2	6	1,299	2	6	1,728
任意事業												
訪問入浴サービス事業	0		0	0		0	0		0	1		1
自動車運転免許取得費助成事業			0			0			0			1
自動車改造費助成事業			0			0			0			1
日中一時支援事業	11	21	1,570	14	26	1,432	14	28	1,600	17	35	2,000
巡回支援専門員整備事業	4	18	5	5	24	6	5	24	6	5	25	5
社会参加促進事業	21		0	21		0	22		62	22		60
文化芸術活動振興事業	0		0	0		0	1		62	1		60
点字・声の広報等発行事業	21			21			21			21		
障害児者安心生活支援事業	4		0	4		1	4		0	4		1

* 移動支援事業の最右欄は利用時間を表しています。

日中一時支援事業、巡回支援専門員整備事業の最右欄は利用回数を表しています。

14 円滑なサービス提供のための方策

（１） サービス事業者の参入促進のための情報提供

障害児者のニーズを常に把握し、支援するスタッフ、民間事業者への情報提供や連携の強化により、適切な支援を進めるとともに、さらに多様なサービス供給主体の参入促進を進めていきます。

（２） 障害者福祉サービスについての情報提供

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障害のある人が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手交換できるよう、個々の障害の状態に応じた効果的な情報提供を進めます。

（３） 支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要の度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化を図ります。

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等を勘案し、サービス等の利用計画を作成します。

（４） サービスの質の向上

利用者が適切なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努めるなど、サービスの質的評価が行うことができる環境づくりを進めます。

（５） サービス利用の支援と権利の保障

障害のある人が自らの選択により必要なサービスを利用しながら、安心して日常生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・広報活動を進めるとともに、障害のある人に対する差別や虐待防止など、障害のある人の権利擁護のための取り組みを充実します。

（６） 障害者虐待の防止

障害者虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力の防止に向けて、関係機関、関係団体が連携し、虐待等の早期発見、早期対応及び未然防止対策等の協議並びに必要な措置を講ずるため富士川町虐待防止ネットワーク協議会を設置しています。

（７） 災害時における障害者の安全・安心の確保

災害時における障害者の安全・安心の確保について、町の防災計画に準じて福祉避難所の設置等、各課連携を図りながら支援します。また、日頃から防災意識の啓発を関係機関と協力して行うとともに、有事の際に安全を確保するための情報提供を迅速かつ的

確に伝えられる体制づくりを推進します。

災害時要援護者名簿登録の推進を強化します。

(1) 富士川町障害者施策推進協議会条例

富士川町障害者施策推進協議会条例

平成22年3月8日
条例第129号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定により、富士川町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 障害者団体の長
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 町長は、委員がその職務を行うことができないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、解任し、又は解職することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第6条 協議会に書記を置き、町職員のうちから町長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月8日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第26号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)第2条の施行の日から施行する。

(2) 富士川町障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	関係機関等の名称	氏 名
関係行政機関	山梨県峡南保健福祉事務所	所 長 小俣 謙
学 識 経 験 者	山梨県障害者福祉協会	理事長 竹内 正直
	富士川町社会福祉協議会	会 長 折居 博文
	富士川町民生児童委員協議会	会 長 深澤 純
障害者団体の長	富士川町障害者福社会	会 長 牧野 雅紀
	富士川町心身障害児者親の会 たんぽぽの会	会 長 中込 初代
福祉事業従事者	特定非営利活動法人 南風会 ステップ増穂	所 長 駒井 康
	社会福祉法人 くにみ会 峡南圏域相談支援センター	所 長 篠寄 秀仁
	富士川町知的障害者相談員	赤池 ひとみ

ふじかわ障害児・障害者プラン2024

（第5次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

（令和6年度～令和8年度）

発行：令和6年4月

富士川町 福祉保健課

〒400-0592 富士川町天神中條1 1 3 4

TEL：0556-22-7207・FAX：0556-22-7261